

8.1.11 生態系

(1) 調査

A. 調査内容

本事業の実施に伴う生態系への影響について、予測・評価に係る基礎資料を得ることを目的として、下記項目について調査した。

a. 生態系の状況

(ア) 生態系の構成種、個体群及び生物群集の相互関係

(イ) 地域を特徴づける生態系に関し、特に配慮すべき保全対象として選定した生物種又は生物群集

B. 調査地域・調査地点

調査地域・調査地点は、本事業の実施による生態系への影響が予想される範囲を含む地域とした。

生態系に係る調査地域は、「8.1.9 植物」、「8.1.10 動物」に示した赤れんが庁舎前庭周辺とした。

C. 調査方法

a. 生態系の状況

(ア) 生態系の構成種、個体群及び生物群集の相互関係

(イ) 地域を特徴づける生態系に関し、特に配慮すべき保全対象として選定した生物種又は生物群集

調査は、「8.1.9 植物」、「8.1.10 動物」に示した方法及び調査資料を収集・整理・解析する方法とした。

D. 調査期間及び時期

調査期間及び時期は、「8.1.9 植物(表8.1.9-2(p.232 参照))」、「8.1.10 動物(表8.1.10-2(p.242 参照))」に示したとおりとした。

E. 調査結果

a. 生態系の状況

(ア) 生態系の構成種、個体群及び生物群集の相互関係

現地調査の結果、確認された主な植物種及び動物種は、表8.1.11-1(1)～(2)に示すとおりである。

調査地域とした赤れんが庁舎前庭周辺における個体群及び生物群集の相互関係は、生産者である植物を土台に、第一次消費者としてセマダラコガネ、セイヨウミツバチ、エゾシロチョウ等の植食性を示す昆虫類、第二次消費者としてモノサシトンボ、オオルリボシヤンマ等の肉食性を示す昆虫類、高次消費者としてそれらの昆虫類を捕食するヤマガラ、シジュウカラ、ハクセキレイ等の小型鳥類やコウモリ類が存在し、上位の高次消費者としてアオサギ、トビといった肉食性を示す大型鳥類が存在していた。

表8.1.11-1(1) 植物相の概要

分類区分	確認種数	主な確認種
植物	62科 175種	イチョウ、ヨーロッパクロマツ、イチイ、ハルニレ、シラカンバ、サトザクラ、エゾヤマザクラ、サツキ、タチイヌノフグリ、スイレン、キショウブ、ガマ、ヨシ 等

表8.1.11-1(2) 動物相の概要

分類区分	確認種数	主な確認種
鳥類	17科 27種	オシドリ、マガモ、カルガモ、アオサギ、オオセグロカモメ、トビ、コゲラ、アカゲラ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヤマガラ、シジュウカラ、ヒヨドリ、ゴジュウカラ、ハクセキレイ、カワラヒワ、カワラバト(ドバト) 等
昆虫類	52科 102種	クロイトトンボ、キタイトンボ、モノサシトンボ、オオルリボシヤンマ、ナツアカネ、クギヌキハサミムシ、スコットカメムシ、セマダラコガネ、シロジュウシホシテントウ、クロヤマアリ、セイヨウミツバチ、ナミホシヒラタアブ、ヒメフンバエ、エゾシロチョウ、ジョウザンミドリシジミ 等
コウモリ類	1科2種	クロオオアブラコウモリ、ヤマコウモリ

(4) 地域を特徴づける生態系に関し、特に配慮すべき保全対象として選定した生物種又は生物群集

地域を特徴づける生態系として、現地調査結果及び「第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査情報提供ホームページ」(自然環境局 生物多様性センター)を参考に、「残存・植栽樹群地」と「開放水域」を抽出した。

各生態系区分における主な確認種は表8.1.11-2に、生態系区分の位置は図8.1.11-1に、生態系区分の様子は写真8.1.11-1に示すとおりである。

表8.1.11-2 各生態系区分における主な確認種等

分類群	残存・植栽樹群地	開放水域
植物	イチョウ、ヨーロッパクロマツ、イチイ、ハルニレ、シラカンバ、エウロアメリカポプラ、サトザクラ、エゾヤマザクラ 等	スイレン、キショウブ、ガマ、ヨシ、クサヨシ 等
鳥類	トビ、コゲラ、アカゲラ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヤマガラ、シジュウカラ、ヒヨドリ、ゴジュウカラ、キビタキ、シメ 等	オシドリ、マガモ、カルガモ、アオサギ、オオセグロカモメ 等
昆虫類	ヒゲナガカメムシ、クサギカメムシ、セマダラコガネ、シロオビナカボソタマムシ、クワノミハムシ、アカマルハナバチ、ナミホシヒラタアブ、エゾシロチョウ、ジョウザンミドリシジミ、オオウラギンスジヒョウモン 等	クロイトトンボ、キタイトンボ、エゾイトトンボ、モノサシトンボ、アオイトトンボ、オツネトンボ、オオルリボシヤンマ、ギンヤンマ、ヨツボシトンボ、シオカラトンボ、コノシメトンボ、キトンボ、ナツアカネ、マユタテアカネ、アキアカネ、ノシメトンボ、ナミアメンボ、ヒメアメンボ 等
コウモリ類	クロオオアブラコウモリ、ヤマコウモリ	クロオオアブラコウモリ、ヤマコウモリ

1) 残存・植栽樹群地の生態系

植物は、イチョウ、ヨーロッパクロマツ、イチイ、ハルニレ、シラカンバ、エウロアメリカポプラ等が確認された。

動物は、鳥類ではトビ、コゲラ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヤマガラ、シジュウカラ、ヒヨドリ、ゴジュウカラ、キビタキ、シメ等が確認され、昆虫類では、クサギカメムシ、セマダラコガネ、クワノミハムシ、アカマルハナバチ、ジョウザンミドリシジミ、オオウラギンスジヒョウモン等が確認され、コウモリ類では、クロオオアブラコウモリ、ヤマコウモリが確認された。移動能力の高い鳥類やコウモリ類、一部の昆虫類等の生息地または移動経路としての利用が確認された。

2)開放水域の生態系

赤れんが庁舎前庭内の池の水際に、キショウブ、ガマ、ヨシやクサヨシ等の抽水植物がみられるほか、水面にはスイレンの浮葉植物が確認された。

動物では、マガモ、カルガモ、アオサギといった水鳥が確認され、昆虫類では主に、クロイトトンボ、モノサシトンボ、オオルリボシヤンマ、ヨツボシトンボ、アキアカネ等のトンボ類が確認され、コウモリ類では、クロオオアブラコウモリ、ヤマコウモリが確認された。鳥類では採餌場や休息地、昆虫類では生息地及び繁殖地、コウモリ類では採餌場としての利用が確認された。

表8.1.11-3(1)～(2)に示すとおり、現地調査結果から「上位性」、「典型性」及び「特殊性」の観点から、保全対象とした動植物の種又は生物群集を抽出した。

保全対象とした動植物の種は写真8.1.11-2に、確認位置は図8.1.11-2(1)～(8)に示すとおりである。

表8.1.11-3(1) 地域を特徴づける生態系における保全対象とした動植物の種又は生物群集
(現地調査結果より抽出)

区分	抽出基準	保全対象とした動植物の種又は生物群集	選定理由
残存・植栽樹群地	上位性	トビ	都市部における生態系の中で、本区分の上位消費者であり、行動圏も広範囲に及ぶため、上位性を表す種として選定した。
	典型性	ハルニレ	本区分において、本種は、開発以前に該当地域に最も一般的に生育していた樹種の1つと考えられることから、典型性を表す種として選定した。
		ヤマガラ	本区分において、一般的に生息する種であり、通年で確認できることから、典型性を表す種として選定した。
		シジュウカラ	本区分において、一般的に生息する種であり、通年で確認できることから、典型性を表す種として選定した。
	特殊性	－	－
開放水域	上位性	アオサギ	本区分において、魚食性の上位消費者であることから、上位性を表す種として選定した。
	典型性	スイレン(植栽)	栽培種であり管理されている種ではあるが、本区分において最も多くの面積を占める植物であり、花は池のシンボリック的存在であり、葉は確認が容易であること、また、池に集まる生物の多くは本種をなんらかの形で利用していると考えられることから、典型性を表す種として選定した。
		マガモ	本区分において、一般的に生息する種であり、通年で確認できることから、典型性を表す種として選定した。
		モノサシトンボ	本区分において、一般的に生息する種であり、成虫の発生期間中においては概ね確認できることから、典型性を表す種として選定した。
	特殊性	－	－

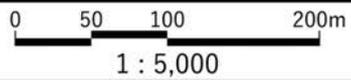
表8.1.11-3(2) 保全対象とした動植物の種又は生物群集の抽出基準

抽出基準	保全対象とした動植物の種又は生物群集の抽出視点
上位性	・生態系の栄養段階の上位に位置する種で、生態系の攪乱や環境変化などの影響を受けやすい種
典型性	・対象地域で生物間の相互作用や生態系の機能に重要な役割を担うような種 ・植物では現存量や占有面積の大きい種、動物では個体数が多い種、生物群集の多様性を特徴づける種、対象範囲内に広くかつ多く分布し、当該環境を代表する種 ・生態系が有する重要な機能(水質浄化機能、動物の生息場所の形成、動物の移動経路の提供、物質生産機能)を指標する種
特殊性	・対象地域において、占有面積が比較的小規模で周囲にはみられない環境に生息する種 ・特殊な環境要素や特異な場の存在に生息が強く規制される種

出典：「環境アセスメント技術ガイド 生態系」(財団法人自然環境センター)



図8.1.11-1 生態系区分図





残存・植栽樹群地の様子(北側)
(令和2年7月16日撮影)



残存・植栽樹群地の様子(南側)
(令和2年7月17日撮影)



管理された草地等の様子
(令和2年9月1日撮影)



開放水域の様子(北側)
(令和2年7月13日撮影)



開放水域の様子(南側)
(令和2年7月13日撮影)



水際の植生の様子(南側)
(令和2年7月16日撮影)

写真8.1.11-1 生態系区分の様子



トビ(残存・植栽樹群地：上位性)



ハルニレ(残存・植栽樹群地：典型性)



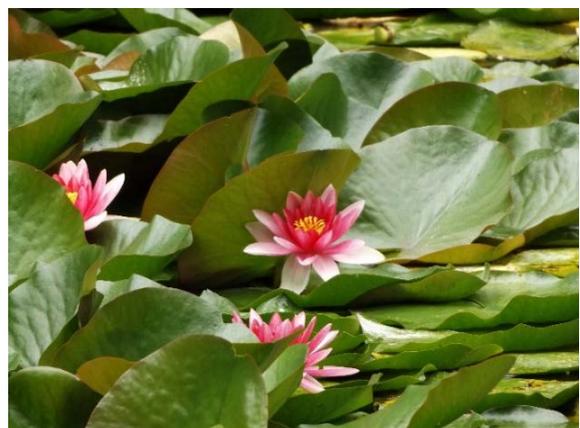
ヤマガラ(残存・植栽樹群地：典型性)



シジュウカラ(残存・植栽樹群地：典型性)



アオサギ(開放水域：上位性)



スイレン(開放水域：典型性)



マガモ(開放水域：典型性)



モノサシトンボ(開放水域：典型性)

写真8.1.11-2 保全対象とした動植物の種又は生物群集

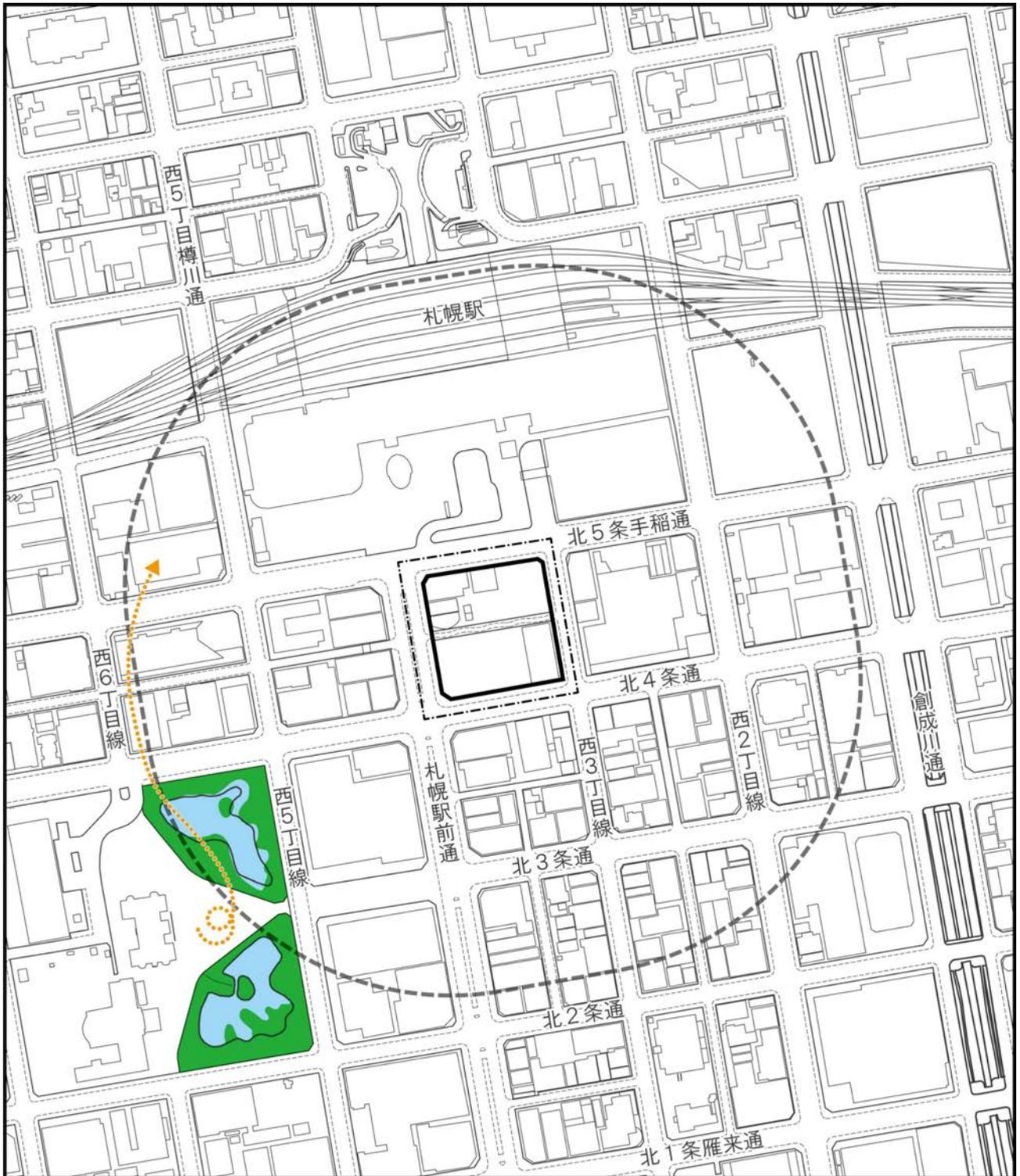
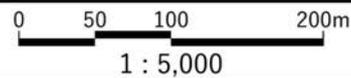
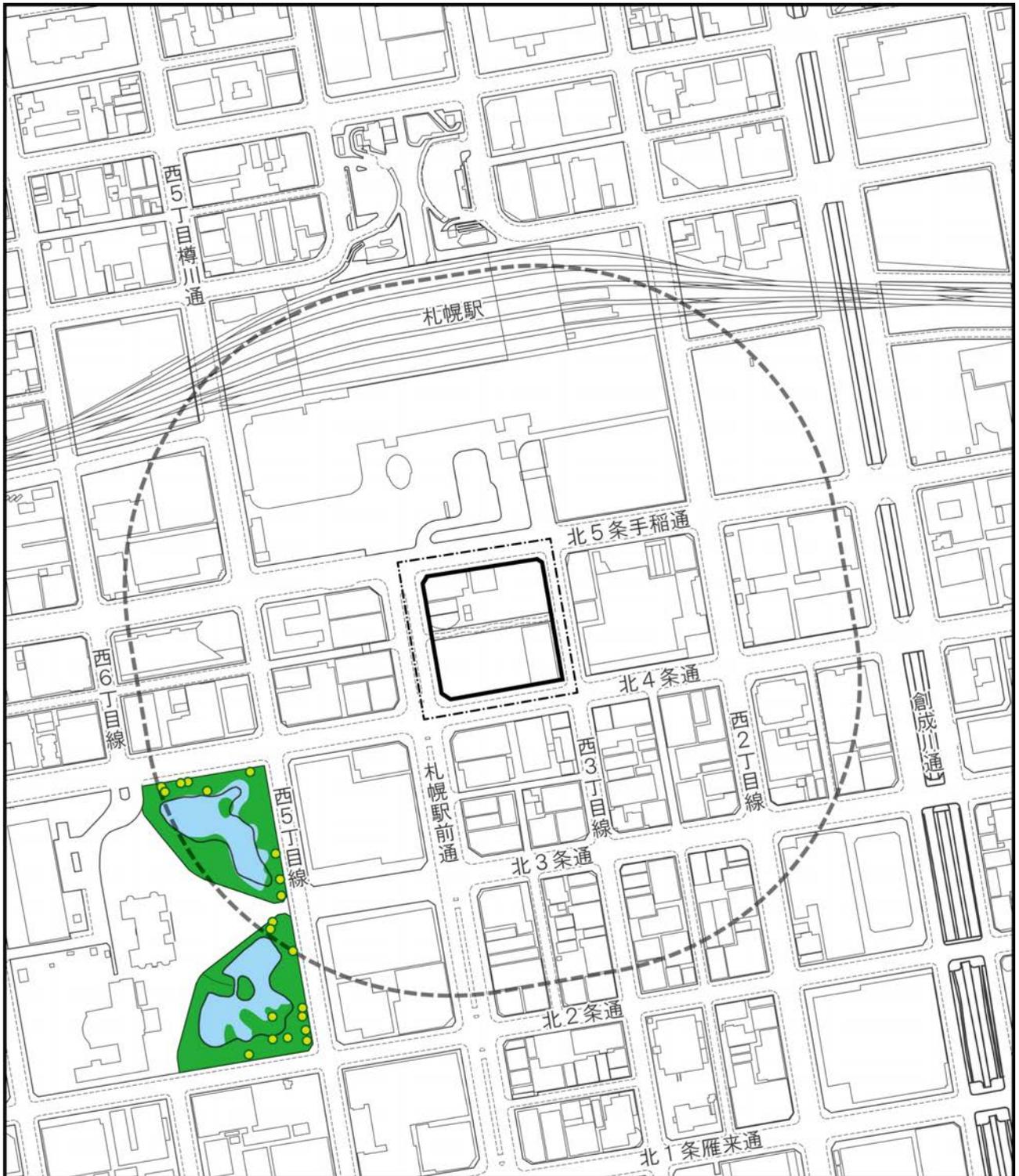


図8.1.11-2(1) トビの確認位置



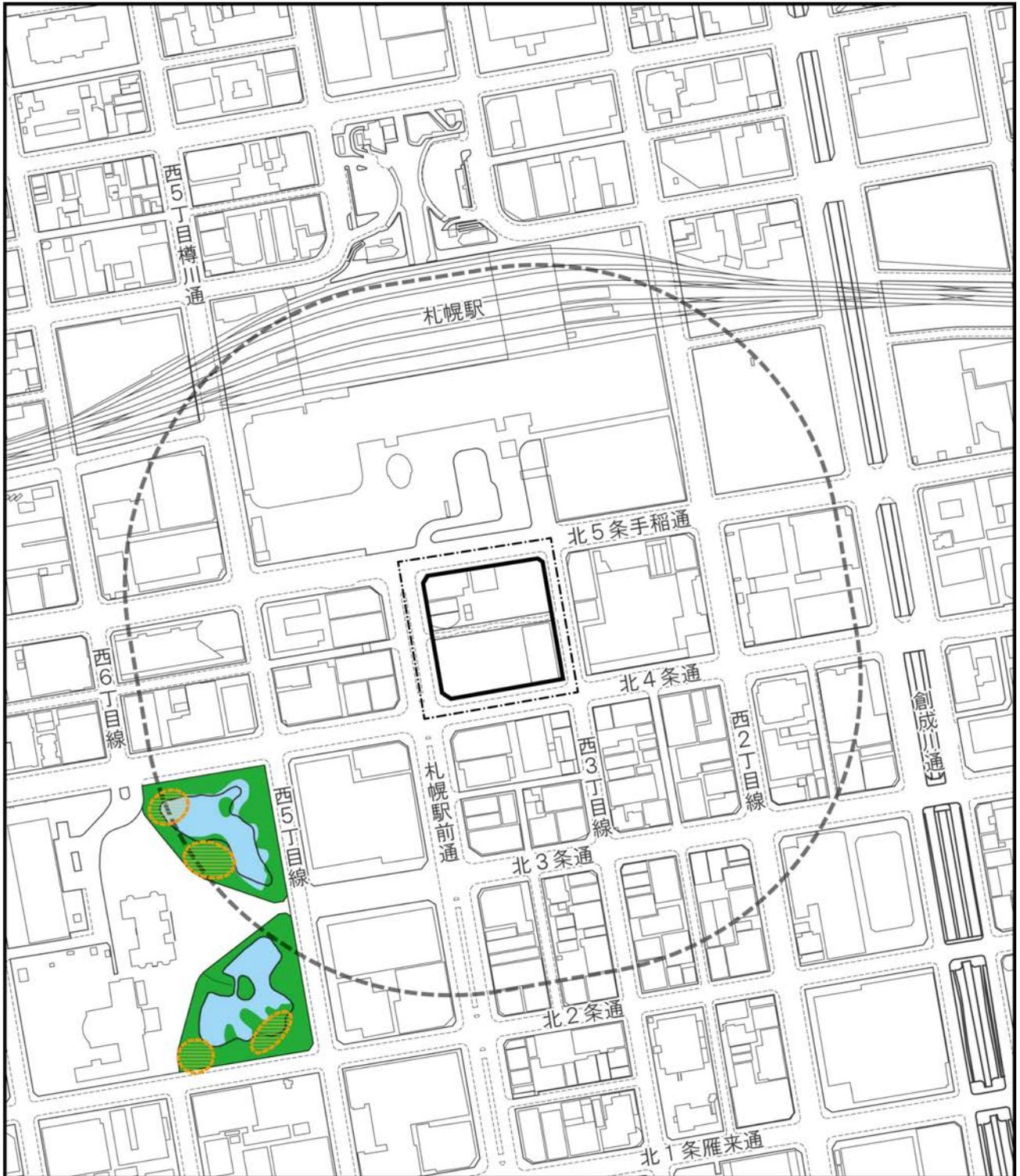


凡 例	 : 事業区域(予定)	
	 : 施行区域(予定)	
	 : 事業区域から250mの範囲	
	 : 残存・植栽樹群地	 : 確認位置
	 : 開放水域	

図8.1.11-2(2) ハルニレの確認位置

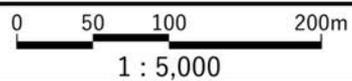
0 50 100 200m
1 : 5,000

N 



凡 例	 : 事業区域(予定)	
	 : 施行区域(予定)	
	 : 事業区域から250mの範囲	
	 : 残存・植栽樹群地	 : 確認位置 [春季～冬季共通]
	 : 開放水域	

図8.1.11-2(3) ヤマガラの確認位置



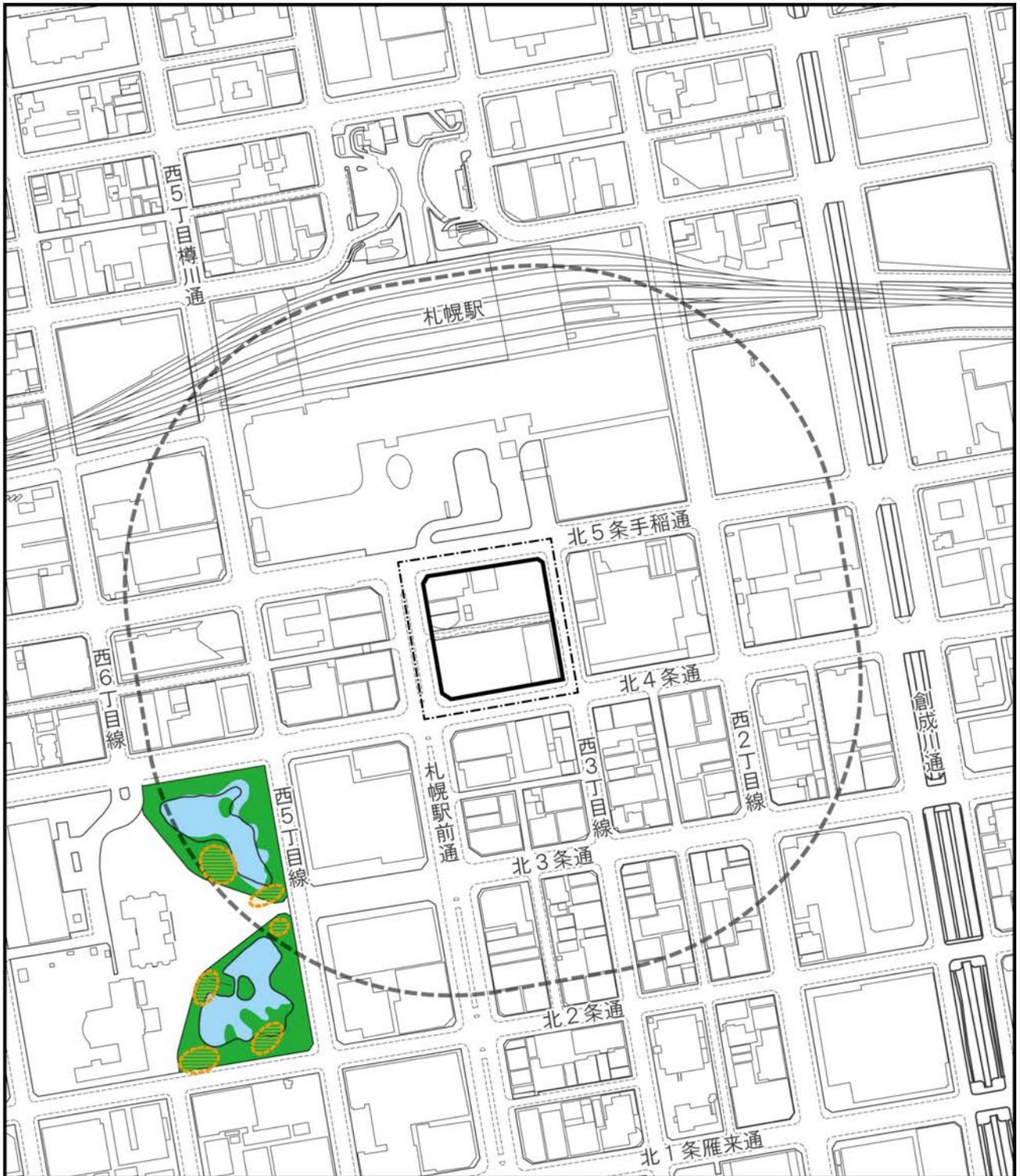
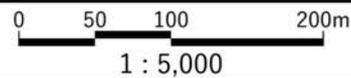


図8.1.11-2(4) シジュウカラの確認位置



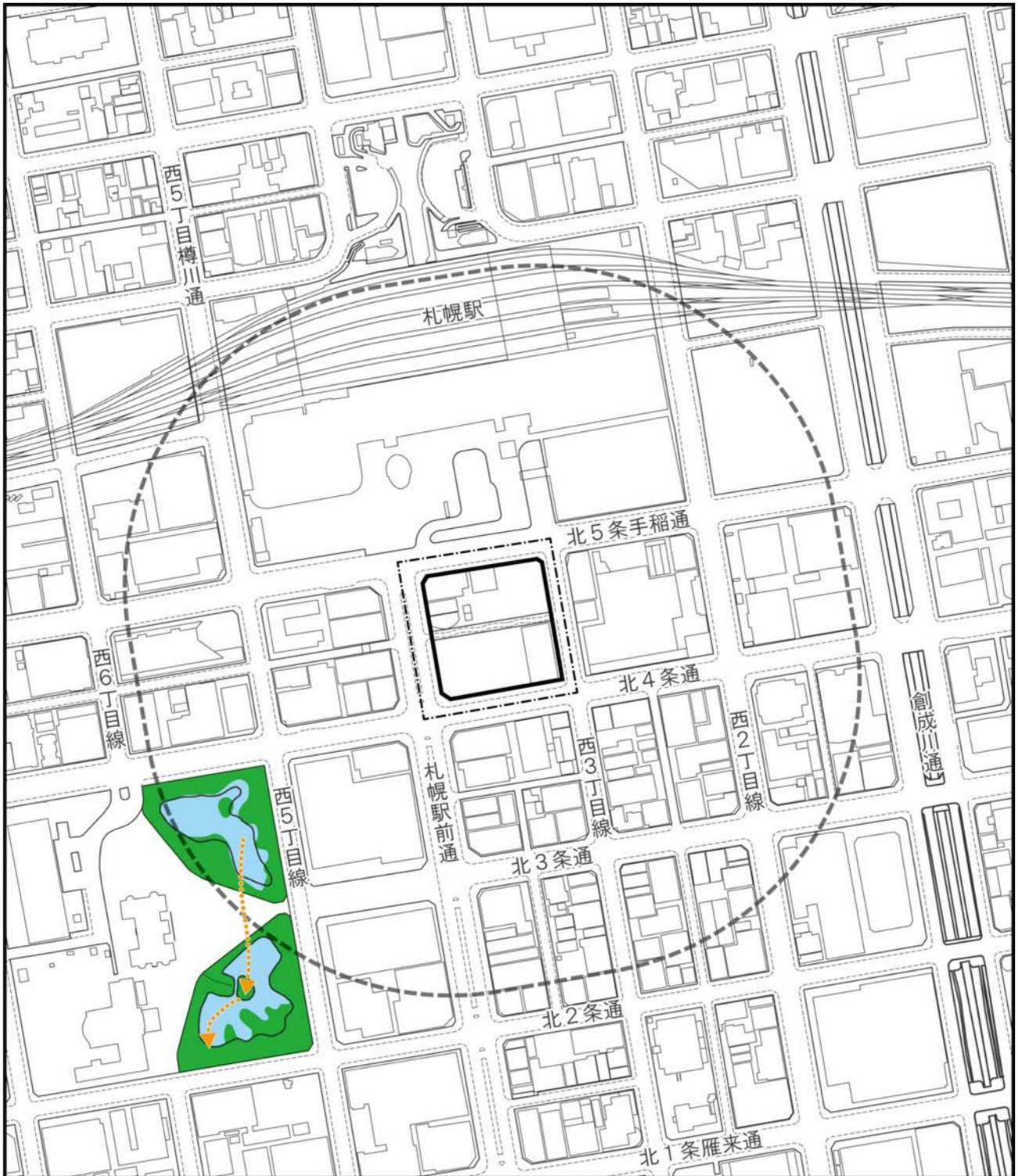


図8.1.11-2(5) アオサギの確認位置

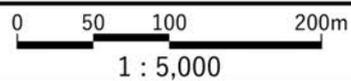
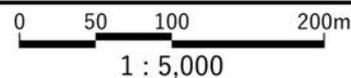




図8.1.11-2(6) スイレン(植栽)の確認位置



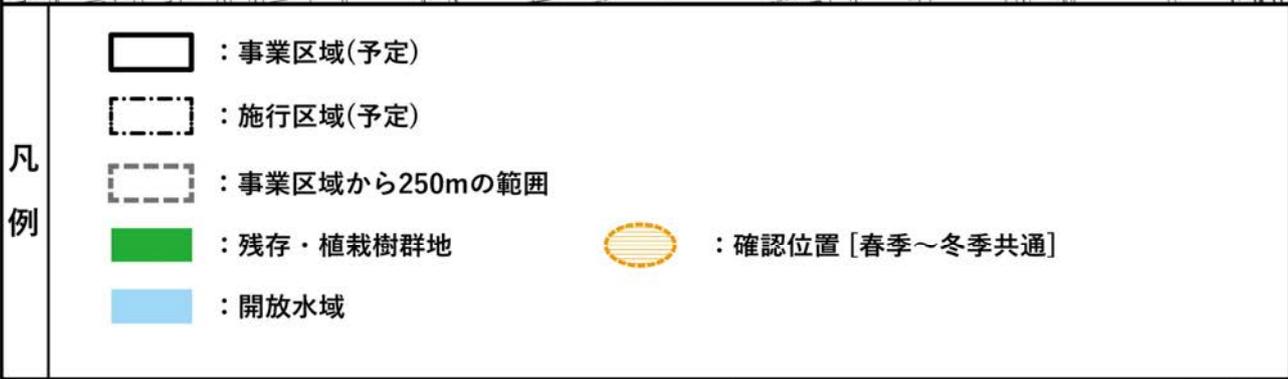
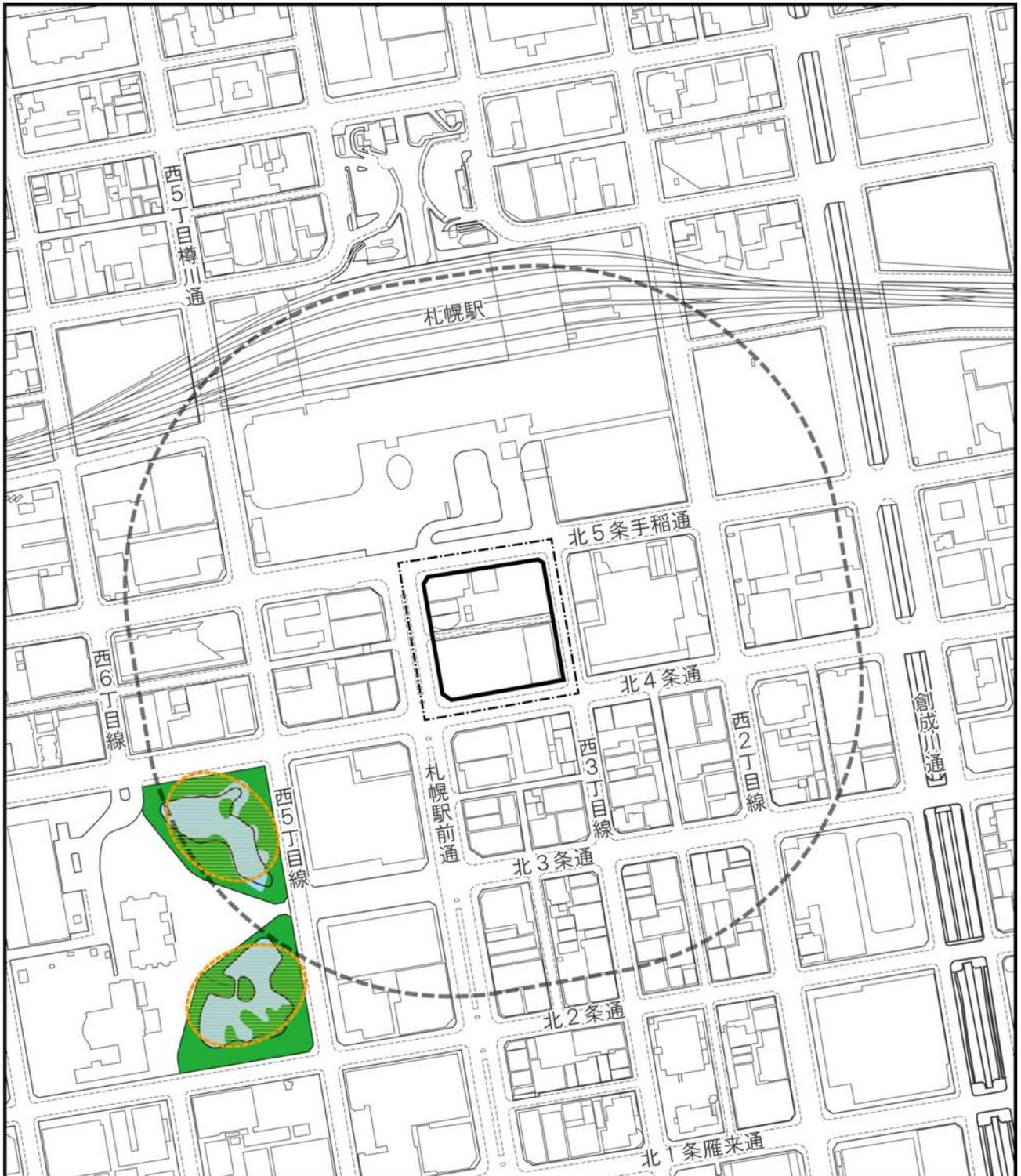
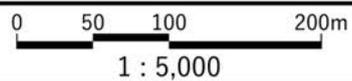


図8.1.11-2(7) マガモの確認位置



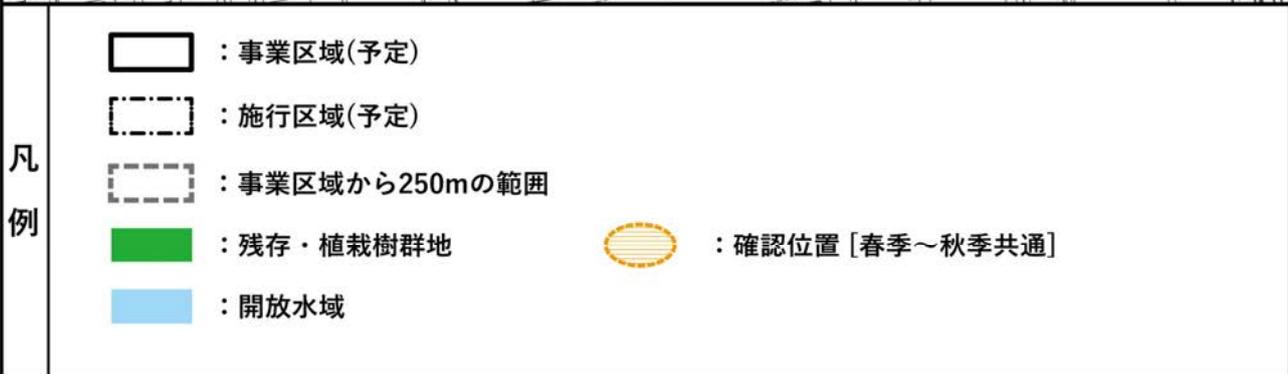
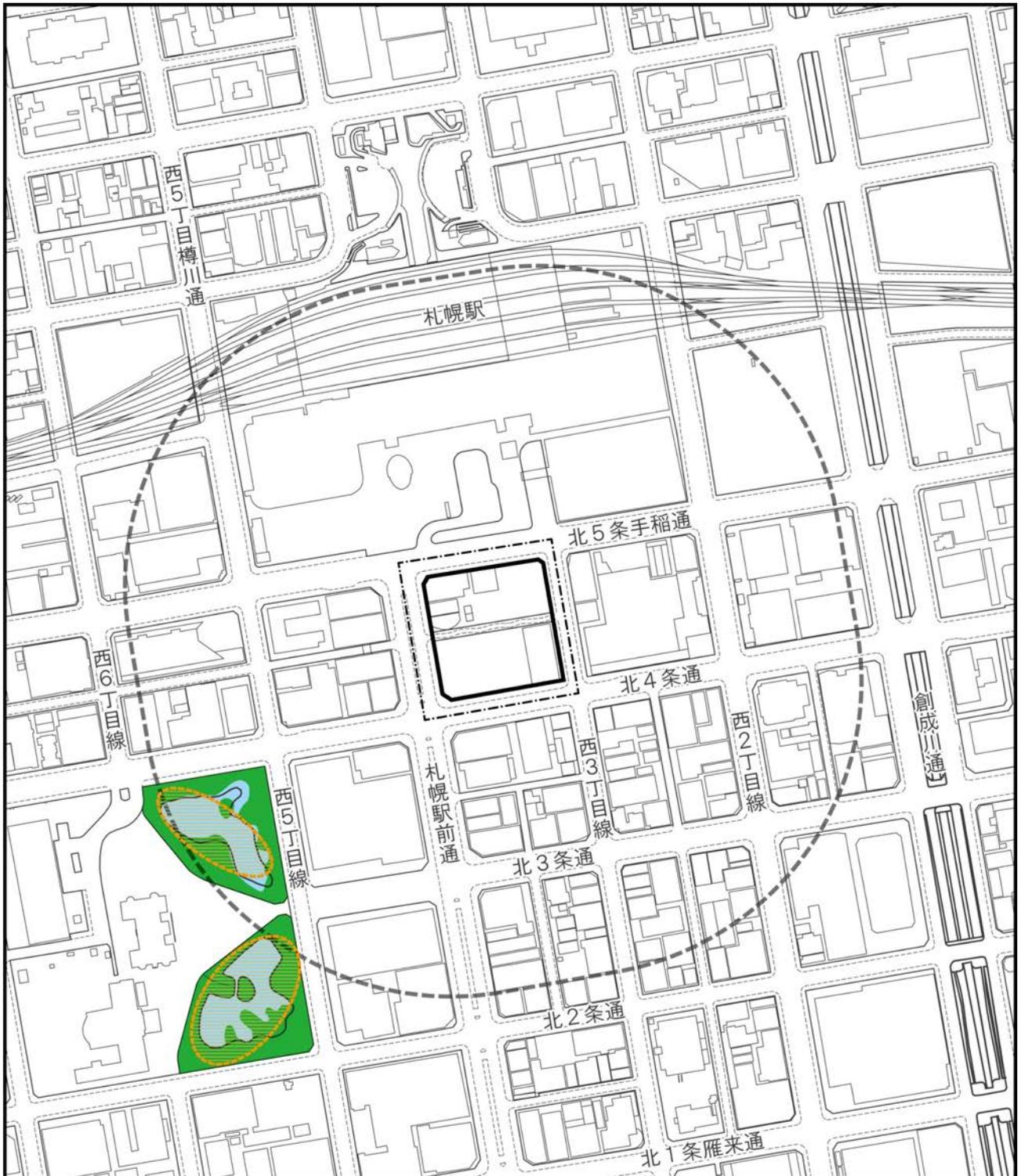
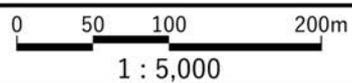


図8.1.11-2(8) モノサシトンポの確認位置



(2) 予 測

本事業の実施に伴う生態系への影響について、予測内容は以下のとおりとした。

【土地又は工作物の存在及び供用】

- ・対象事業の実施が生態系の重要な要素に与える影響の程度

A. 対象事業の実施が生態系の重要な要素に与える影響の程度

a. 予測方法

予測は、保全対象の抽出を行い、保全対象の生育・生息環境に対する間接的影響(風環境、日照等の変化)を推定することで、保全対象の変化を定性的に予測する方法とした。

予測手順は、図8.1.11-3に示すとおりである。

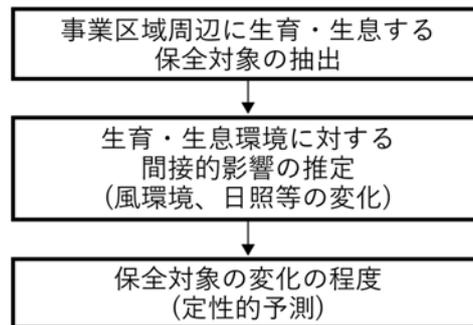


図8.1.11-3 生態系の予測手順

b. 予測地域・予測地点

予測地域は、対象事業の実施により保全対象が影響を受けるおそれのある地域とし、赤れんが庁舎前庭周辺とする。

c. 予測時期

予測時期は、計画建築物の建設工事の完了した時期とした。

d. 予測結果

(7) 対象事業の実施が生態系の重要な要素に与える影響の程度

計画建築物の存在による風環境の変化は、「8.1.4 風害 (3) B. b. (イ)対策後の結果 表8.1.4-10(p.164 参照)」に示したとおりである。予測地域とした赤れんが庁舎前庭近傍(地点11、36～40、89～90、92)の風環境は、建設前及び対策後ともに「住宅地相当の風環境(領域A)」または「低中層市街地相当の風環境(領域B)」であり、風環境の変化は軽微であると考えられる。

また、計画建築物の存在に伴う赤れんが庁舎前庭内の日照の変化は、「8.1.7 日照阻害 (2) A. d.予測結果(p.209 参照)」に示したとおりである。赤れんが庁舎前庭は、事業区域の南西側に位置しており、計画建築物による日影は生じない。

したがって、本事業の実施に伴う生育・生息環境の変化は軽微であり、生態系の重要な要素への影響は極めて小さいと予測する。

なお、保全対象とした動植物の種又は生物群集に対する予測結果は、表8.1.11-4(1)～(8)に示すとおりである。

表8.1.11-4(1) 保全対象とした動植物の種又は生物群集の予測結果

種名		トビ
地域を特徴づける生態系と抽出基準		・残存・植栽樹群地[上位性]
生息状況	一般生態	日本では九州以北に分布する留鳥で、寒地に生息する一部は冬期に暖地へ移動する。海岸、湖沼、大きな河川などから遠くない林で繁殖し、営巣環境は、アカマツやカラマツ等の平地から低山の林である。公園や防風林など身近な林でも繁殖する。行動圏は海岸、大きな河川など水面のある環境ばかりでなく、農耕地、市街地などと広く、様々な環境で見られる。動物の屍肉などを主な餌とするが、魚類や昆虫類、両生類、鳥類を捕食することもある。繁殖期は2～9月で、3～5月にかけて産卵し、約30日後には孵化する。幼鳥は孵化から50日程で巣立ち、90日程で分散する。繁殖は年1回行われる。
	現地確認状況	春季に赤れんが庁舎前庭周辺の上空において、2個体で旋回する個体が確認された。飛翔高度は約100～150mであり、2羽で北側へ向かう通過記録であり、赤れんが庁舎前庭及び周辺は主に移動経路として利用していると考えられる。
	事業区域と生息地、移動経路との位置関係	赤れんが庁舎前庭上空で確認され、移動経路として周辺を広範囲に利用している可能性が考えられる。
予測結果	土地又は工作物の存在及び供用による影響	計画建築物の存在により、移動経路の一部と考えられる市街地上空が遮られる(縮小される)可能性があるが、通過可能な空間は周辺に広く分布していることから、移動経路への影響は軽微であると考えられる。 また、本事業の実施により、赤れんが庁舎前庭内に対する直接的な環境の改変は行わないとともに、計画建築物の存在による風環境及び日照の変化の間接的影響は軽微である。 以上のことから、計画建築物の存在による本種へ及ぼす影響は極めて小さいと予測する。

参考文献: 「山溪カラー名鑑 日本の野鳥」(平成4年 山と溪谷社)、「原色日本野鳥生態図鑑〈陸鳥編〉」(平成7年 保育社)、「図鑑 日本のワシタカ類」(平成7年 文一総合出版)、「北海道野鳥図鑑」(平成15年 垂璃西社)、「日本の野鳥650」(平成26年 平凡社)

表8.1.11-4(2) 保全対象とした動植物の種又は生物群集の予測結果

種名		ハルニレ
地域を特徴づける生態系と抽出基準		・残存・植栽樹群地 [典型性]
生育状況	一般生態	南千島、北海道、本州、四国、九州に分布し、肥沃な沖積平野や山麓部にふつうに生育する。北部に多い落葉高木。幹は高さ30m、径1mに達する。葉は長さ3～15cm、幅2～8cmで、葉身はやや厚くてざらつき、重鋸歯がある。花期は3～5月で葉に先立って咲き、前年枝の葉腋に赤褐色の小さな花を多数束状につける。果実は翼果で5～6月に熟する。枝にコルク状の翼があるものをコブニレという。
	現地確認状況	赤れんが庁舎前庭内で約20個体(樹高約5～25m)の生育が確認された。
	事業区域と生育地との位置関係	事業区域南西側の赤れんが庁舎前庭内で確認された。
予測結果	土地又は工作物の存在及び供用による影響	本事業の実施により、赤れんが庁舎前庭内に対する直接的な環境の改変は行わないとともに、計画建築物の存在による風環境及び日照の変化の間接的影響は軽微である。 以上のことから、計画建築物の存在による本種へ及ぼす影響はないと予測する。

参考文献: 「改訂新版 日本の野生植物 2」(平成28年 平凡社)、「新版北海道樹木図鑑 増補版」(平成18年 垂璃西社)

表8.1.11-4(3) 保全対象とした動植物の種又は生物群集の予測結果

種名		ヤマガラ
地域を特徴づける生態系と抽出基準		・残存・植栽樹群地 [典型性]
生息状況	一般生態	日本では留鳥として、小さい島も含めてほぼ全土で見られる。平地から低山の広葉樹林を好み、大きい木が茂る公園や人家周辺でも見られる。ガ類の幼虫、甲虫、クモなどを食べ、とくに樹木の種子を好む。繁殖期は4～7月頃までで、卵数は6～7個、雛は14日程で孵化する。
	現地確認状況	通年で赤れんが庁舎前庭内の樹林間を移動する個体や、地上で採食する個体が確認された。飛翔高度は約5～20mであり、確認記録は全て赤れんが庁舎前庭内での移動であった。 赤れんが庁舎前庭内は、主に採餌場、休息場として利用していると考えられる。
	事業区域と生息地、移動経路との位置関係	事業区域南西側の赤れんが庁舎前庭内で確認された。 近隣への移動経路は不明だが、周囲に点在する緑地帯も移動経路として利用している可能性が考えられる。
予測結果	土地又は工作物の存在及び供用による影響	計画建築物の存在により、移動経路の一部と考えられる市街地上空が遮られる(縮小される)可能性があるが、通過可能な空間は周辺に広く分布していることから、利用が推測される周辺の緑地帯までの移動経路に影響は生じないと考えられる。 また、本事業の実施により、赤れんが庁舎前庭内に対する直接的な環境の改変は行わないとともに、計画建築物の存在による風環境及び日照の変化の間接的影響は軽微である。 以上のことから、計画建築物の存在による本種へ及ぼす影響は極めて小さいと予測する。

参考文献: 「原色日本野鳥生態図鑑〈陸鳥編〉」(平成7年 保育社)、「北海道野鳥図鑑」(平成15年 垂璃西社)

表8.1.11-4(4) 保全対象とした動植物の種又は生物群集の予測結果

種名		シジュウカラ
地域を特徴づける生態系と抽出基準		・残存・植栽樹群地 [典型性]
生息状況	一般生態	日本では北海道から南西諸島までほぼ全土でみられる留鳥だが、山地帯上部のものは冬になくなる。生息地は低地や低山帯の落葉広葉樹林、常緑広葉樹林、針葉樹林で、市街地の公園や緑地など様々なタイプの森林に生息する。樹林内の下層部で採食し、樹木の幹や大枝、根元、地上の林床などで餌をあさっていることが多い。昆虫の幼虫、成虫、クモ類、植物の種子・果実等を食べる。 繁殖期は5～7月頃で、一夫一妻で繁殖する。卵数は5～9個で、雛は13～15日程で孵化する。
	現地確認状況	通年で赤れんが庁舎前庭内の樹林間を移動する個体や、地上で採食する個体が確認された。飛翔高度は約5～20mであり、確認記録は全て赤れんが庁舎前庭内での移動であった。 赤れんが庁舎前庭は、主に採餌場、休息場として利用していると考えられる。
	事業区域と生息地、移動経路との位置関係	事業区域南西側の赤れんが庁舎前庭内で確認された。 近隣への移動経路は不明だが、周囲に点在する緑地帯も移動経路として利用している可能性が考えられる。
予測結果	土地又は工作物の存在及び供用による影響	計画建築物の存在により、移動経路の一部と考えられる市街地上空が遮られる(縮小される)可能性があるが、通過可能な空間は周辺に広く分布していることから、利用が推測される周辺の緑地帯までの移動経路に影響は生じないと考えられる。 また、本事業の実施により、赤れんが庁舎前庭内に対する直接的な環境の改変は行わないとともに、計画建築物の存在による風環境及び日照の変化の間接的影響は軽微である。 以上のことから、計画建築物の存在による本種へ及ぼす影響は極めて小さいと予測する。

参考文献:「原色日本野鳥生態図鑑〈陸鳥編〉」(平成7年 保育社)、「北海道野鳥図鑑」(平成15年 亜細亜社)

表8.1.11-4(5) 保全対象とした動植物の種又は生物群集の予測結果

種名		アオサギ
地域を特徴づける生態系と抽出基準		・開放水域 [上位性]
生息状況	一般生態	全国に分布し、北海道では夏鳥。海岸、干潟、水田、湖沼、池、河川等に生息する。水辺か水の中に入り、じっと立ち止まっての待ち伏せや、ゆっくり歩いて魚を捕える。昆虫、両生類、甲殻類やネズミなどの小哺乳類も捕食する。繁殖期は4～9月、年1回の繁殖がふつうで、一夫一妻で繁殖する。卵数は2～5個で4個の例が多い。雛は25～28日で孵化する。
	現地確認状況	秋季に赤れんが庁舎前庭内の池において、採餌行動を行う1個体が確認された。飛翔高度は約2～5mであり、赤れんが庁舎前庭内の南北の池を行き来していた。 赤れんが庁舎前庭内は、主に採餌場、休息場として利用していると考えられる。
	事業区域と生息地、移動経路との位置関係	事業区域南西側の赤れんが庁舎前庭内で確認された。 水域環境は創成川(事業区域の東側)、北海道大学植物園(同西側)及び北海道大学構内(同北北西側)にも存在していることから、赤れんが庁舎前庭内の水辺から移動利用している可能性が考えられる。
予測結果	土地又は工作物の存在及び供用による影響	計画建築物の存在により、移動経路の一部と考えられる市街地上空が遮られる(縮小される)可能性があるが、通過可能な空間は周辺に広く分布していることから、利用が推測される創成川、北海道大学植物園や北海道大学構内の水域までの移動経路への影響は軽微であると考えられる。 また、本事業の実施により、赤れんが庁舎前庭内に対する直接的な環境の改変は行わないとともに、計画建築物の存在による風環境及び日照の変化の間接的影響は軽微である。 以上のことから、計画建築物の存在による本種へ及ぼす影響は極めて小さいと予測する。

参考文献:「原色日本野鳥生態図鑑〈水鳥編〉」(平成7年 保育社)、「日本の野鳥650」(平成26年 平凡社)

表8.1.11-4(6) 保全対象とした動植物の種又は生物群集の予測結果

種名		スイレン(栽培種)
地域を特徴づける生態系と抽出基準		・開放水域 [典型性]
生育状況	一般生態	湖沼やため池などに生育する多年生の浮葉植物。海外に自生するスイレン属植物ならびにそれらを原種として交配等によって作出された栽培品種の総称である。主に植物園や公園などで栽培されるが、各地で野生化している。
	現地確認状況	赤れんが庁舎前庭内の池において、多数の生育が確認された。
	事業区域と生育地との位置関係	事業区域南西側の赤れんが庁舎前庭内で確認された。
予測結果	土地又は工作物の存在及び供用による影響	本事業の実施により、赤れんが庁舎前庭内に対する直接的な環境の改変は行わないとともに、計画建築物の存在による風環境及び日照の変化の間接的影響は軽微である。 以上のことから、計画建築物の存在による本種へ及ぼす影響はないと予測する。

参考文献:「ネイチャーガイド日本の水草」(平成26年 文一総合出版)

表8.1.11-4(7) 保全対象とした動植物の種又は生物群集の予測結果

種名		マガモ
地域を特徴づける生態系と抽出基準		・開放水域 [典型性]
生息状況	一般生態	冬鳥として全国に渡来し、北海道では留鳥。本州でも少数が繁殖する。本道で最も身近なカモ類であり、河川、湖沼、湿地等いろいろな水系で見られる。都心部の緑地や公園でも繁殖し、人の集まる水辺では餌付けされたものも多い。雑食性だが、水草の葉・茎・種子など植物食が主である。繁殖期は4～8月、一夫一妻で繁殖する。卵数は6～12個で雛は28～29日程で孵化する。
	現地確認状況	通年で赤れんが庁舎前庭内の池で10～40羽程度が確認された。主に池内の移動や、水際で採餌や休息を行う個体が確認された。飛翔高度は約2～50mであり、赤れんが庁舎前庭内の池の行き来が大半を占めていた。 赤れんが庁舎前庭内は、主に採餌場、休息場として利用していると考えられる。 なお、通行人による本種への餌付けが通年で確認されていることから、同所への滞在等に影響が生じている可能性が考えられる。
	事業区域と生息地、移動経路との位置関係	事業区域南西側の赤れんが庁舎前庭内で確認された。 水域環境は創成川(事業区域の東側)、北海道大学植物園(同西側)及び北海道大学構内(同北北西側)にも存在していることから、赤れんが庁舎前庭内の水辺から移動利用している可能性が考えられる。
予測結果	土地又は工作物の存在及び供用による影響	計画建築物の存在により、移動経路の一部と考えられる市街地上空が遮られる(縮小される)可能性があるが、通過可能な空間は周辺に広く分布していることから、利用が推測される創成川や北海道大学構内の水域までの移動経路に影響は生じないと考えられる。 また、本事業の実施により、赤れんが庁舎前庭内に対する直接的な環境の改変は行わないとともに、計画建築物の存在による風環境及び日照の変化の間接的影響は軽微である。 以上のことから、計画建築物の存在による本種へ及ぼす影響は極めて小さいと予測する。

参考文献: 「原色日本野鳥生態図鑑〈水鳥編〉」(平成7年 保育社)、「北海道野鳥図鑑」(平成15年 亜璃西社)、「日本の野鳥650」(平成26年 平凡社)

表8.1.11-4(8) 保全対象とした動植物の種又は生物群集の予測結果

種名		モノサシトンボ
地域を特徴づける生態系と抽出基準		・開放水域 [典型性]
生息状況	一般生態	日本及び朝鮮半島と中国中・西部に分布する。主に平地や丘陵地のヨシやマコモ、そのほか挺水植物や浮葉植物が茂る植物性沈積物の多い池沼や、湿地の縁のゆるやかな流れなどに生息する。岸辺近くに木立のあるやや薄暗い環境を好む。幼虫は挺水植物の根際や植物性沈積物の隙間などに潜んで生活している。
	現地確認状況	調査期間中(春季～秋季)において、赤れんが庁舎前庭内にある南北の池及び岸辺付近で多数の成虫や交尾個体等が確認された。
	事業区域と生息地、移動経路との位置関係	事業区域南西側の赤れんが庁舎前庭内の水辺周辺で確認され、生息地及び繁殖地になっていると考えられる。
予測結果	土地又は工作物の存在及び供用による影響	本種は移動性が低く、確認地点である赤れんが庁舎前庭内の池からは移動しないと考えられる。 また、本事業の実施により、赤れんが庁舎前庭内に対する直接的な環境の改変は行わないとともに、計画建築物の存在による風環境及び日照の変化の間接的影響は軽微である。 以上のことから、計画建築物の存在による本種へ及ぼす影響は極めて小さいと予測する。

参考文献: 「原色日本トンボ幼虫・成虫大図鑑」(平成11年 北海道大学図書刊行会)

(3) 環境保全のための措置

生態系に係る環境保全のための措置の内容は、表8.1.11-5に示すとおりである。

表8.1.11-5 環境保全のための措置の内容(生態系)

項目	環境保全のための措置の内容	事業計画 で検討	予測へ の反映
土地又は 工作物の 存在及び 供用	【風害に対する環境保全のための措置の内容】 「8.1.4 風害」参照(p.155, 166)	○	○
	【日照阻害に対する環境保全のための措置の内容】 「8.1.7 日照阻害」参照(p.217)	○	○
	【動物に対する環境保全のための措置の内容】 「8.1.10 動物」参照(p.255)	○	-

(4) 評価

A. 評価方法

評価方法は、生態系に係る環境影響の程度を予測し、事業計画の中で実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する方法とする。

B. 評価結果

a. 回避・低減に係る評価

事業区域及びその周囲においては、赤れんが庁舎前庭内で保全対象とした動植物の種又は生物群集が確認された。

本事業では赤れんが庁舎前庭内の直接的な環境の改変はないこと、計画建築物の存在により保全対象とした動植物の種又は生物群集の生育・生息箇所への間接的影響(風環境、日照の変化)は軽微であると考えられることから、生態系への影響は、事業者の実施可能な範囲内で回避・低減されていると評価する。

なお、飛翔する動物種の移動経路は、計画建築物の存在により縮小される可能性があるが、通過可能な空間は周辺に広く分布していることから、移動経路への影響は軽微であると考えられる。

8.1.12 景 観

(1) 調 査

A. 調査内容

本事業の実施に伴う景観への影響について、予測・評価に係る基礎資料を得ることを目的として、下記項目について調査した。

a. 景観の状況

- (ア) 主要な視点場の状況
- (イ) 主要な自然景観及び都市景観資源等の状況
- (ウ) 主要な景観の状況

b. 自然的・社会的状況

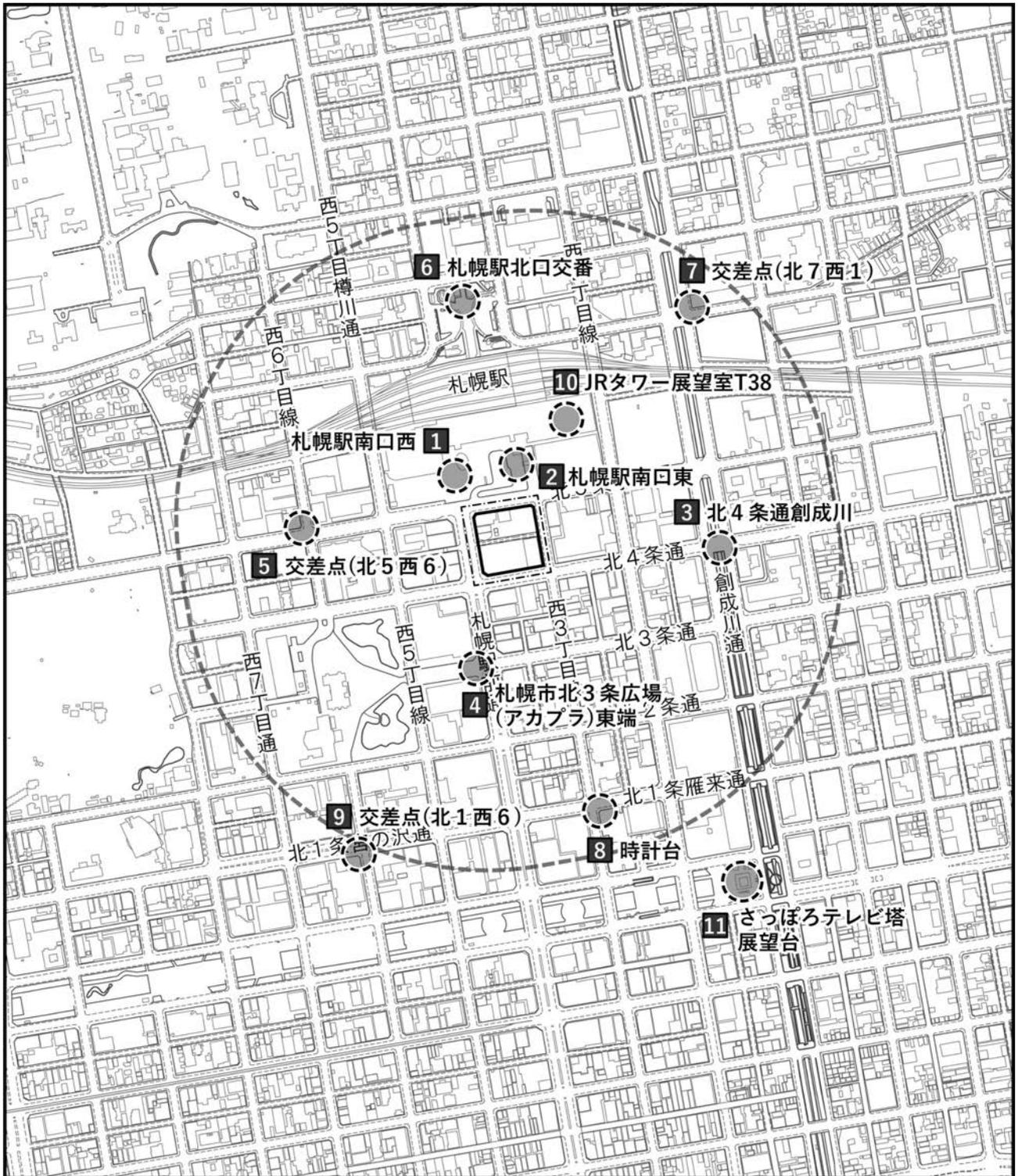
- (ア) 規制等の状況
 - 1) 都市計画法に規定する風致地区
 - 2) 景観法に規定する景観計画
 - 3) 札幌市景観条例に規定する景観計画重点区域及び景観まちづくり推進区域
 - 4) 札幌市景観条例に規定する都市景観形成基準及び地域景観形成基準

B. 調査地域・調査地点

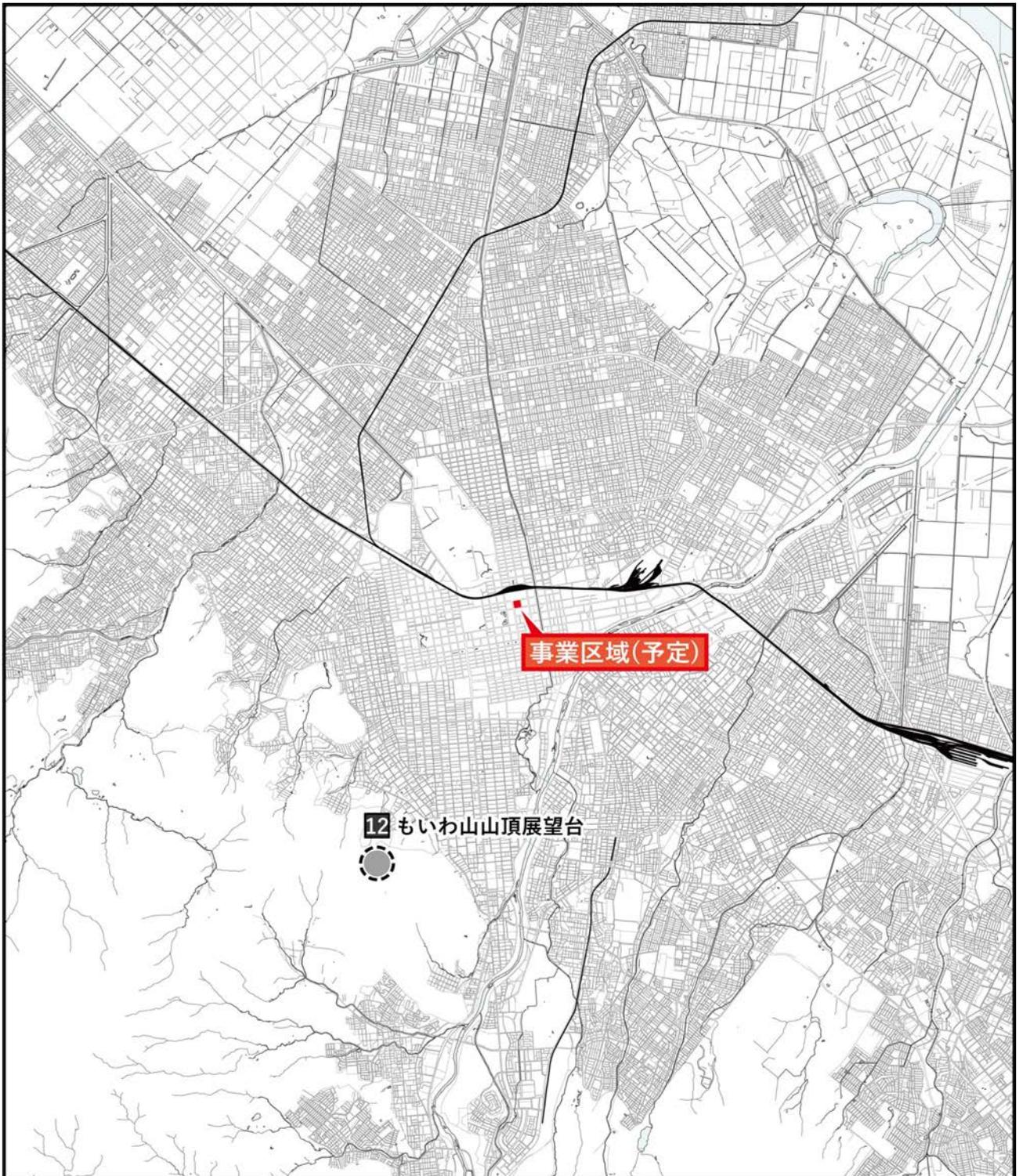
景観の状況の調査地域は、近景域と呼ばれる範囲(事業区域から約500mの範囲)及び主要な眺望地点(展望台等)とする。

現地調査の調査地点は、計画建築物を視認できると予想される調査地域を代表する札幌駅周辺及び交差点9地点(地点1～9)、並びに主要な眺望地点(展望台等)3地点(地点10～12)の合計12地点とした(図8.1.12-1(1)～(2) 参照)。

自然的・社会的状況の調査地域は、近景域と呼ばれる範囲(事業区域から約500mの範囲)とした。



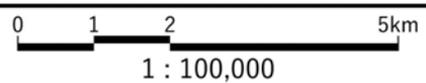
凡例	 : 事業区域(予定)
	 : 施行区域(予定)
	 : 事業区域から500mの範囲
	 : 景観写真撮影地点 (主な視点場 : 地点1~9) (主要な眺望地点 : 地点10~11)
	
図8.1.12-1(1) 景観に係る調査地点	
 1 : 10,000	
	



- : 事業区域(予定)
- : 景観写真撮影地点
(主要な眺望地点 : 地点12)

凡
例

図8.1.12-1(2) 景観に係る調査地点



C. 調査方法

主要な視点場の状況及び主要な景観の状況の調査は、現地調査による方法(現地踏査及び写真撮影による方法)とした。

主要な自然景観及び都市景観資源等の状況の調査は、調査資料(「自然環境保全基礎調査 北海道自然環境情報図」等)を収集・整理・解析する方法とした。

自然的・社会的状況の調査は、調査資料(「都市計画法に規定する風致地区」等)を収集・整理する方法とした。

D. 調査期間及び時期

景観の状況の調査時期は、現況とし、現地調査は調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に景観の状況を把握できる時期(夏季、落葉季、冬季)とした。

景観写真撮影日等は、表8.1.12-1に示すとおりである。

自然的・社会的状況の調査時期は、現況とした。

表8.1.12-1 主要な景観写真撮影日等

調査地点		撮影日(天候)
1	札幌駅南口西	夏 季 令和2年8月21日(曇) /令和2年8月22日(晴)
2	札幌駅南口東	
3	北4条通創成川	
4	札幌市北3条広場(アカブラ)東端	
5	交差点(北5西6)	落 葉 季 令和2年11月27日(曇) /令和2年11月28日(曇) /令和2年12月5日(晴)
6	札幌駅北口交番	
7	交差点(北7西1)	
8	時計台	冬 季 令和3年2月13日(曇) /令和3年3月27日(曇)
9	交差点(北1西6)	
10	JRタワー展望室T38	
11	さっぽろテレビ塔展望台	
12	もいわ山山頂展望台	

E. 調査結果

a. 景観の状況

(ア) 主要な視点場の状況

事業区域周辺は概ね平坦な地形であり、中高層建築物が立ち並んでいることから、計画建築物を視認できると予想される地点は、事業区域方向の前面に開けた空間がある広場等の地点や道路沿いの事業区域を見通せる地点、並びに展望台等に限定される状況にある。

主要な視点場の状況は、表8.1.12-2に示すとおりである。

表8.1.12-2 主要な視点場の状況

区分	地点	調査地点	主要な視点場の状況	事業区域からの方位・距離
近景域	1	札幌駅南口西	事業区域北北西側約80mに位置し、札幌駅南口駅前広場として、JRやバスを利用する不特定多数の人々が往来・滞留する地点である。	事業区域北北西側約80m
	2	札幌駅南口東	事業区域北側約80mに位置し、札幌駅南口駅前広場として、JRやバスを利用する不特定多数の人々が往来・滞留する地点である。	事業区域北側約80m
	3	北4条通 創成川	事業区域東側約300mに位置し、北4条通と創成川通の交差点に位置する歩道橋上であり、不特定多数の人々が往来する地点である。	事業区域東側約300m
	4	札幌市北3条広場 (アカプラ)東端	事業区域南南西側約160mに位置し、札幌市北3条広場(アカプラ)として、広場を利用する不特定多数の人々が往来・滞留する地点である。	事業区域南南西側約160m
	5	交差点 (北5西6)	事業区域西側約290mに位置し、北5条手稲通と西6丁目線の交差点として、交差点を利用する不特定多数の人々が往来・滞留する地点である。	事業区域西側約290m
	6	札幌駅北口交番	事業区域北側約360mに位置し、札幌駅北口駅前広場として、JRやバスを利用する不特定多数の人々が往来・滞留する地点である。	事業区域北側約360m
	7	交差点 (北7西1)	事業区域北東側約420mに位置し、北7条通と創成川通の交差点として、交差点を利用する不特定多数の人々が往来・滞留する地点である。	事業区域北東側約420m
	8	時計台	事業区域南南東側約400mに位置し、時計台として、観光施設を訪れる観光客等の不特定多数の人々が利用する地点である。	事業区域南南東側約400m
	9	交差点 (北1西6)	事業区域南南西側約530mに位置し、北1条雁来通と西6丁目線の交差点として、交差点を利用する不特定多数の人々が往来・滞留する地点である。	事業区域南南西側約530m
展望台等	10	JRタワー展望室T38	事業区域北北東側約170mに位置し、JRタワー展望室T38として、地上38階・高さ160mの展望施設を訪れる観光客等の不特定多数の人々が利用する地点である。	事業区域北北東側約170m
	11	さっぽろテレビ塔展望台	事業区域南東側約640mに位置し、さっぽろテレビ塔展望台として、高さ90mの展望施設を訪れる観光客等の不特定多数の人々が利用する地点である。	事業区域南東側約640m
	12	もいわ山山頂展望台	事業区域南南西側約5,000mに位置し、もいわ山山頂展望台として、標高約500mの山頂展望施設を訪れる観光客等の不特定多数の人々が利用する地点である。	事業区域南南西側約5,000m

注) 「事業区域からの方位・距離」は、事業区域中央付近からの方位及び事業区域境界からの距離を示す。

(4) 主要な自然景観及び都市景観資源等の状況

「第3回自然環境保全基礎調査」(環境庁)による事業区域周辺の自然景観資源の状況は、表8.1.12-3及び図8.1.12-2に示すとおりである。

事業区域から約5km以上離れた地域に、非火山性孤峰(地点A:藻岩山)、峡谷・溪谷(地点B:豊平川・藻南公園付近)、湖沼(地点C:モエレ沼)が分布している。

また、事業区域周辺の都市景観資源としては、表8.1.12-4及び図8.1.12-3に示すとおり、重要文化財に指定されている赤れんが庁舎(地点c)及び時計台(地点d)、展望台として利用されているJRタワー展望室T38(地点a)及びさっぽろテレビ塔展望台(地点e)、公園等として利用されている大通公園(地点f)等が分布している。

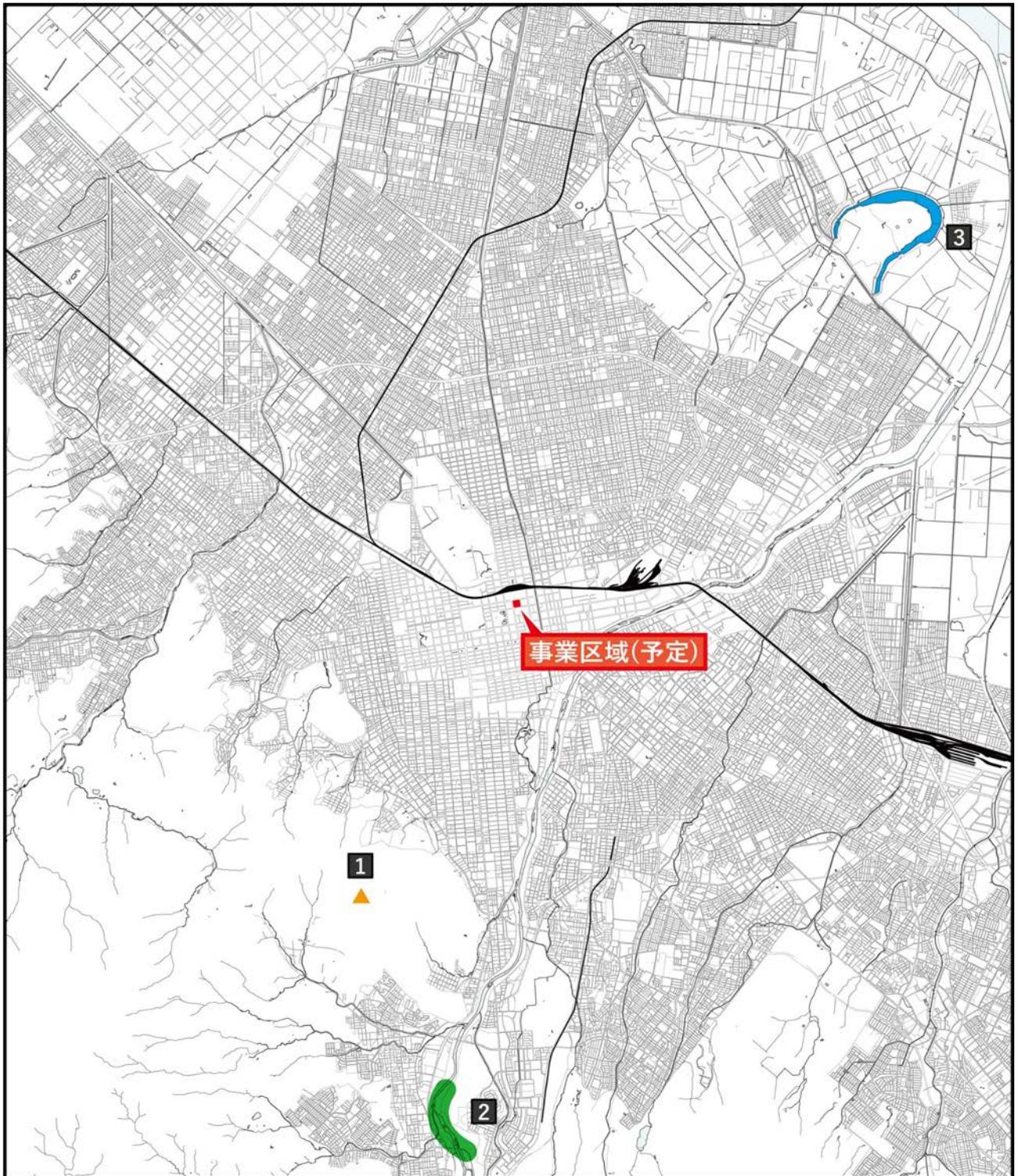
表8.1.12-3 事業区域周辺の自然景観資源

地点	自然景観資源名	名称
A	非火山性孤峰	藻岩山
B	峡谷・溪谷	豊平川・藻南公園付近
C	湖沼	モエレ沼

出典:「第3回自然環境保全基礎調査 北海道自然環境情報図」(環境庁)

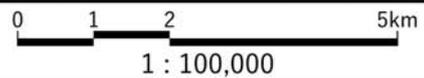
表8.1.12-4 都市景観資源

地点	主要な眺望点	分類	距離	概要
a	JRタワー展望室 T38	展望施設、 観光施設	近景	地上38階・高さ160mの展望室で、札幌の市街地と周辺の山並みが一望できる施設である。
b	札幌市北3条広場 (アカプラ)	広場	近景	札幌駅前通と赤れんが庁舎の間に位置し、様々な活動や気軽に憩うことができ、継続的・恒常的なにぎわいの創出の場として新たに整備される空間である。
c	赤れんが庁舎	重要文化財、 観光施設	近景	北海道開拓の歴史を伝える象徴的建造物として、道内外、海外からの観光客にも親しまれている施設である。
d	時計台	重要文化財、 観光施設	近景	開拓期のアメリカ中・西部で流行した風船構造と呼ばれる木造建築様式が特徴の建物で、写真撮影が多い人気の観光スポットである。
e	さっぽろテレビ塔 展望台	展望施設、 観光施設	中景	高さ90mの展望台で、札幌の市街地と周辺の山並みが一望できる施設である。
f	大通公園	景観計画重点区域、 公園	中景	92種、約4,700本の木々に囲まれたオフィス街のオアシスで、芝生や噴水の周りでは、観光客も市民も思い思いにくつろぐ公園である。
g	北海道大学植物園	観光施設	中景	植物学の教育・研究を目的に設置された北海道大学の施設で、広く一般にも公開され、「緑のオアシス」として多くの市民に親しまれている。
h	北海道大学構内	広場	中景	札幌農学校時代の明治の建物が今も活用されており、開放された構内は不特定多数の人々が散策等に利用している。



凡 例	 : 事業区域(予定)
	 : 非火山性孤峰(地点1)
	 : 峡谷・溪谷(地点2)
	 : 湖沼(地点3)
<p>注) 下記出典資料をもとに作成 出典: 「第3回自然環境保全基礎調査 北海道自然環境情報図」(環境庁)</p>	

図8.1.12-2 自然景観資源位置図



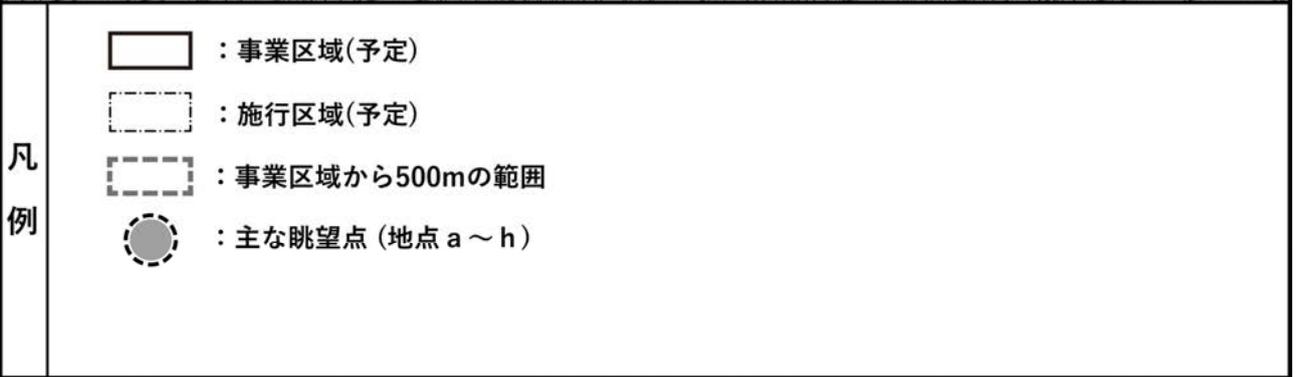
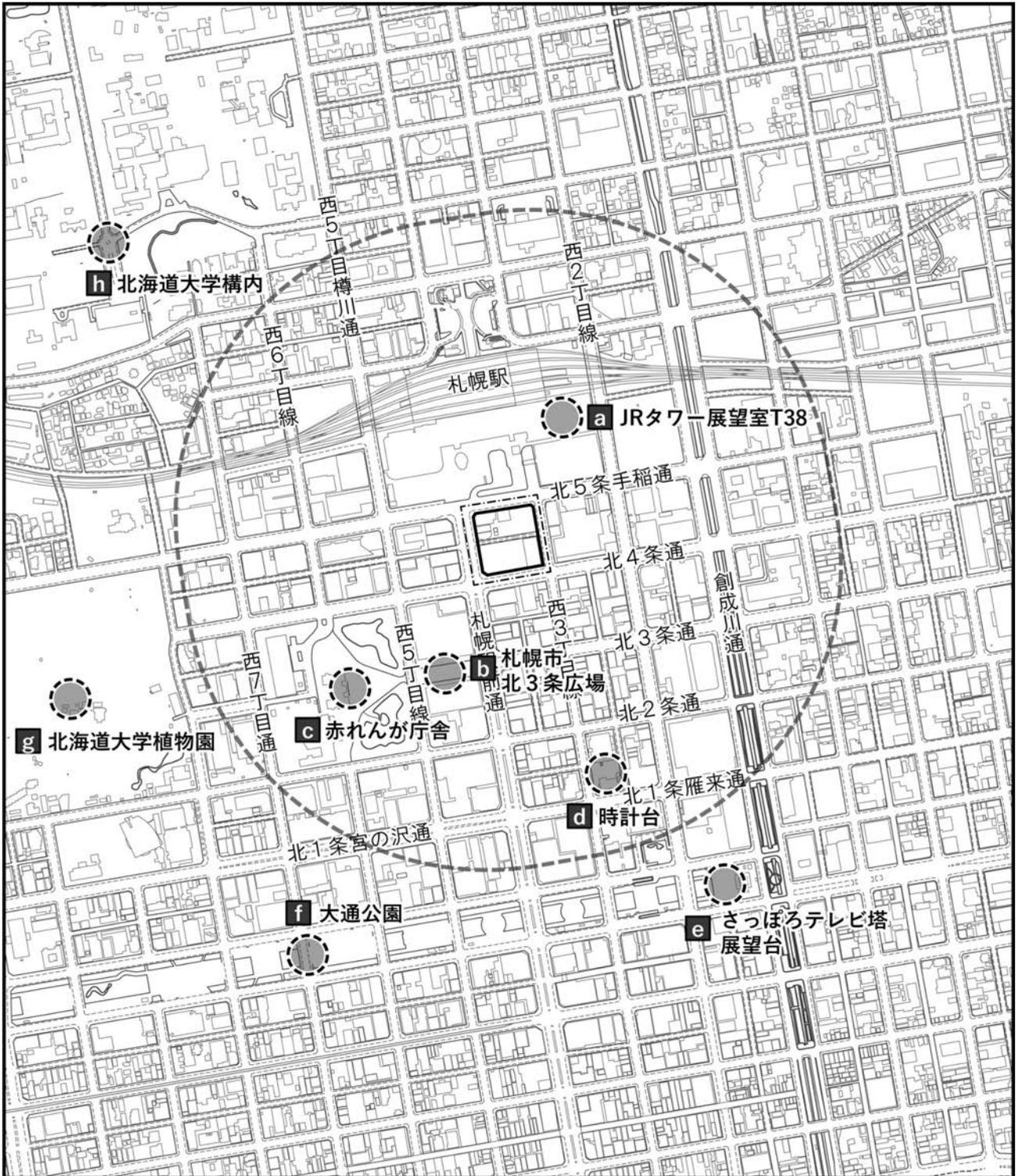
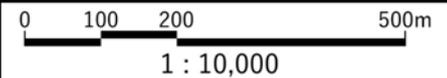


図8.1.12-3 都市景観資源



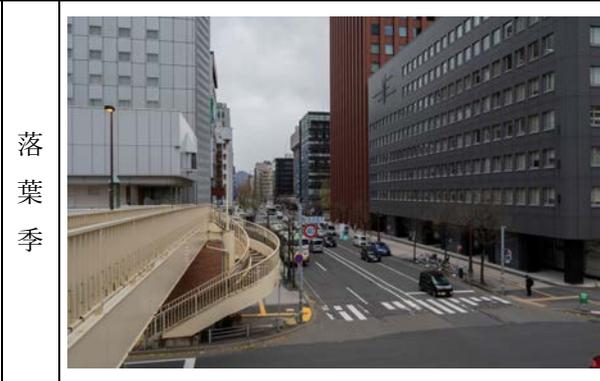
(ウ) 主要な景観の状況

主要な視点場(図8.1.12-1(1)～(2) 参照)からの景観の状況は、現況写真8.1.12-1～現況写真8.1.12-6に示すとおりである。

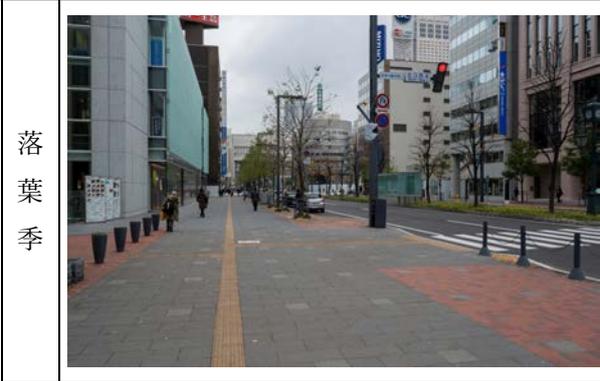
地点 1：札幌駅南口西	
夏季	
落葉季	
冬季	
	<p>【現況】</p> <p>事業区域北北西側約80mに位置し、札幌駅南口駅前広場として、JRやバスを利用する不特定多数の人々が往来・滞留する地点である。</p> <p>北5条手稲通の先の札幌駅前通沿いに、事業区域内の既存中層建築物(札幌駅前合同ビル、aune札幌駅前ビル 等)が眺望できる。</p>
地点 2：札幌駅南口東	
夏季	
落葉季	
冬季	
	<p>【現況】</p> <p>事業区域北側約80mに位置し、札幌駅南口駅前広場として、JRやバスを利用する不特定多数の人々が往来・滞留する地点である。</p> <p>北5条手稲通沿いに、事業区域内の既存中層建築物(交洋駅前ビル、北海道建設会館 等)が眺望できる。</p>

現況写真8.1.12-1 主要な景観の状況(地点 1～2)

地点 3 : 北 4 条通創成川

<p>夏季</p>	 <p>北海道建設会館</p>	<p>落葉季</p> 
<p>冬季</p>		<p>【現況】</p> <p>事業区域東側約300mに位置し、北4条通と創成川通の交差点に位置する歩道橋上であり、不特定多数の人々が往来する地点である。</p> <p>北4条通沿いの既存中高層建築物に並んで、事業区域内の既存中層建築物(北海道建設会館)が眺望できる。</p>

地点 4 : 札幌市北 3 条広場(アカプラ)東端

<p>夏季</p>	 <p>aune札幌駅前ビル</p>	<p>落葉季</p> 
<p>冬季</p>		<p>【現況】</p> <p>事業区域南南西約160mに位置し、札幌市北3条広場(アカプラ)として、広場を利用する不特定多数の人々が往来・滞留する地点である。</p> <p>札幌駅前通沿いの既存中層建築物に並んで、事業区域内の既存中層建築物(aune札幌駅前ビル等)が視認され、その先にJR札幌駅が眺望できる。</p>

現況写真8.1.12-2 主要な景観の状況(地点 3 ~ 4)

地点 5 : 交差点(北 5 西 6)

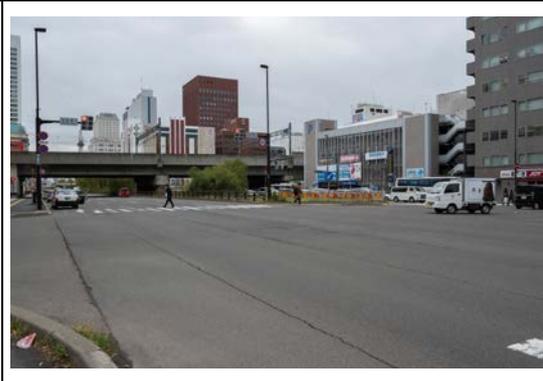
<p>夏季</p>		<p>落葉季</p> 
<p>冬季</p>		<p>【現況】</p> <p>事業区域西側約290mに位置し、北 5 条手稲通と西 6 丁目線の交差点として、交差点を利用する不特定多数の人々が往来・滞留する地点である。</p> <p>北 5 条手稲通沿いの既存中層建築物の先に、事業区域内の既存中層建築物(札幌駅前合同ビル)が眺望できる。</p>

地点 6 : 札幌駅北口交番

<p>夏季</p>		<p>落葉季</p> 
<p>冬季</p>		<p>【現況】</p> <p>事業区域北側約360mに位置し、札幌駅北口駅前広場として、JRやバスを利用する不特定多数の人々が往来・滞留する地点である。</p> <p>正面に札幌駅北口駅前広場とJR札幌駅、その背後に高層建築物(JRタワー)が眺望できる。事業区域はJR札幌駅の背後となり、事業区域内の既存中層建築物は視認できない。</p>

現況写真8.1.12-3 主要な景観の状況(地点 5 ~ 6)

地点7：交差点(北7西1)

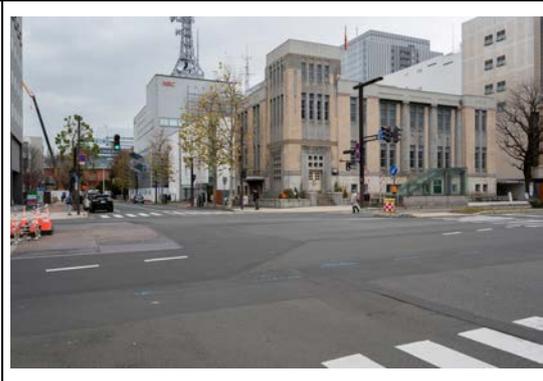
夏季		落葉季	
冬季		<p>【現況】</p> <p>事業区域北東側約420mに位置し、北7条通と創成川通の交差点として、交差点を利用する不特定多数の人々が往来・滞留する地点である。</p> <p>正面にJRの高架橋、創成川通沿いに既存中層建築物が眺望できる。事業区域は既存中層建築物の背後となり、事業区域内の既存中層建築物は視認できない。</p>	

地点8：時計台

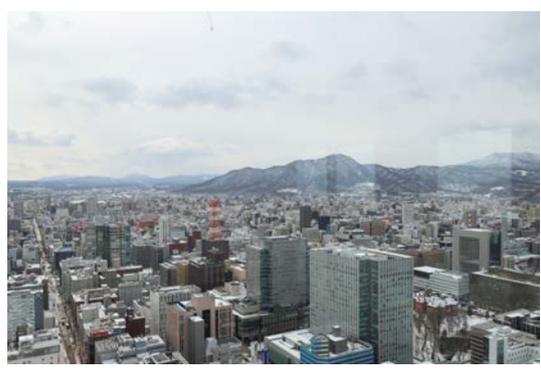
夏季		落葉季	
冬季		<p>【現況】</p> <p>事業区域南南東約400mに位置し、時計台として、観光施設を訪れる観光客等の不特定多数の人々が利用する地点である。</p> <p>西3丁目線沿いに既存中層建築物が眺望できる。事業区域は既存中層建築物の背後となり、事業区域内の既存中層建築物は視認できない。</p>	

現況写真8.1.12-4 主要な景観の状況(地点7～8)

地点 9 : 交差点(北 1 西 6)

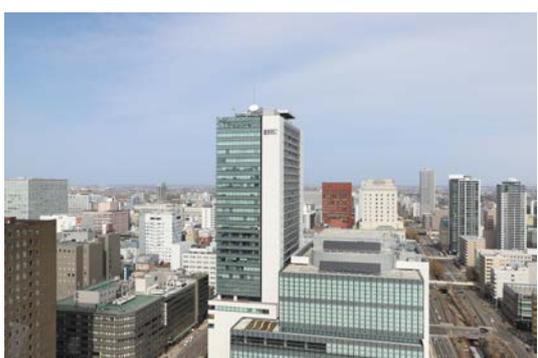
夏季		落葉季	
冬季		<p>【現況】</p> <p>事業区域南南西側約530mに位置し、北 1 条雁来通と西 6 丁目線の交差点として、交差点を利用する不特定多数の人々が往来・滞留する地点である。</p> <p>西 6 丁目線沿いに既存中層建築物が眺望できる。事業区域は既存中層建築物の背後となり、事業区域内の既存中層建築物は視認できない。</p>	

地点 10 : JR タワー展望室 T38

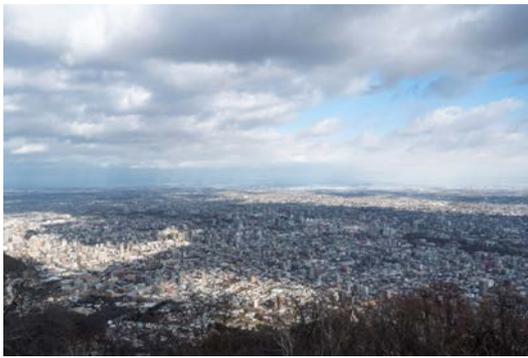
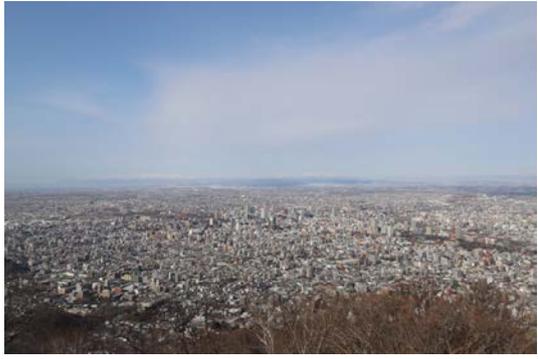
夏季		落葉季	
冬季		<p>【現況】</p> <p>事業区域北北東約170mに位置し、JRタワー展望室T38として、地上38階・高さ160mの展望施設を訪れる観光客等の不特定多数の人々が利用する地点である。</p> <p>展望室から水平方向に見ると、札幌市の市街地が一望できるが、事業区域は展望室の近接地にあり、展望室からは視認できない。</p>	

現況写真8.1.12-5 主要な景観の状況(地点 9 ~10)

地点 11：さっぽろテレビ塔展望台

夏季		落葉季	
冬季		<p>【現況】</p> <p>事業区域南東側約640mに位置し、さっぽろテレビ塔展望台として、高さ90mの展望施設を訪れる観光客等の不特定多数の人々が利用する地点である。</p> <p>展望台から水平方向に見ると、札幌市の市街地が一望できるが、事業区域は既存中高層建築物の背後となり、事業区域内の既存中層建築物は視認できない。</p>	

地点 12：もいわ山山頂展望台

夏季		落葉季	
冬季		<p>【現況】</p> <p>事業区域南南西側約5,000mに位置し、もいわ山山頂展望台として、標高約500mの山頂展望施設を訪れる観光客等の不特定多数の人々が利用する地点である。</p> <p>展望台からは水平方向に見ると、札幌市の市街地が一望でき、ほぼ中央部にJR札幌駅が位置している。</p>	

現況写真8.1.12-6 主要な景観の状況(地点11～12)

b. 自然的・社会的状況

(ア) 規制等の基準

1) 都市計画法に規定する風致地区

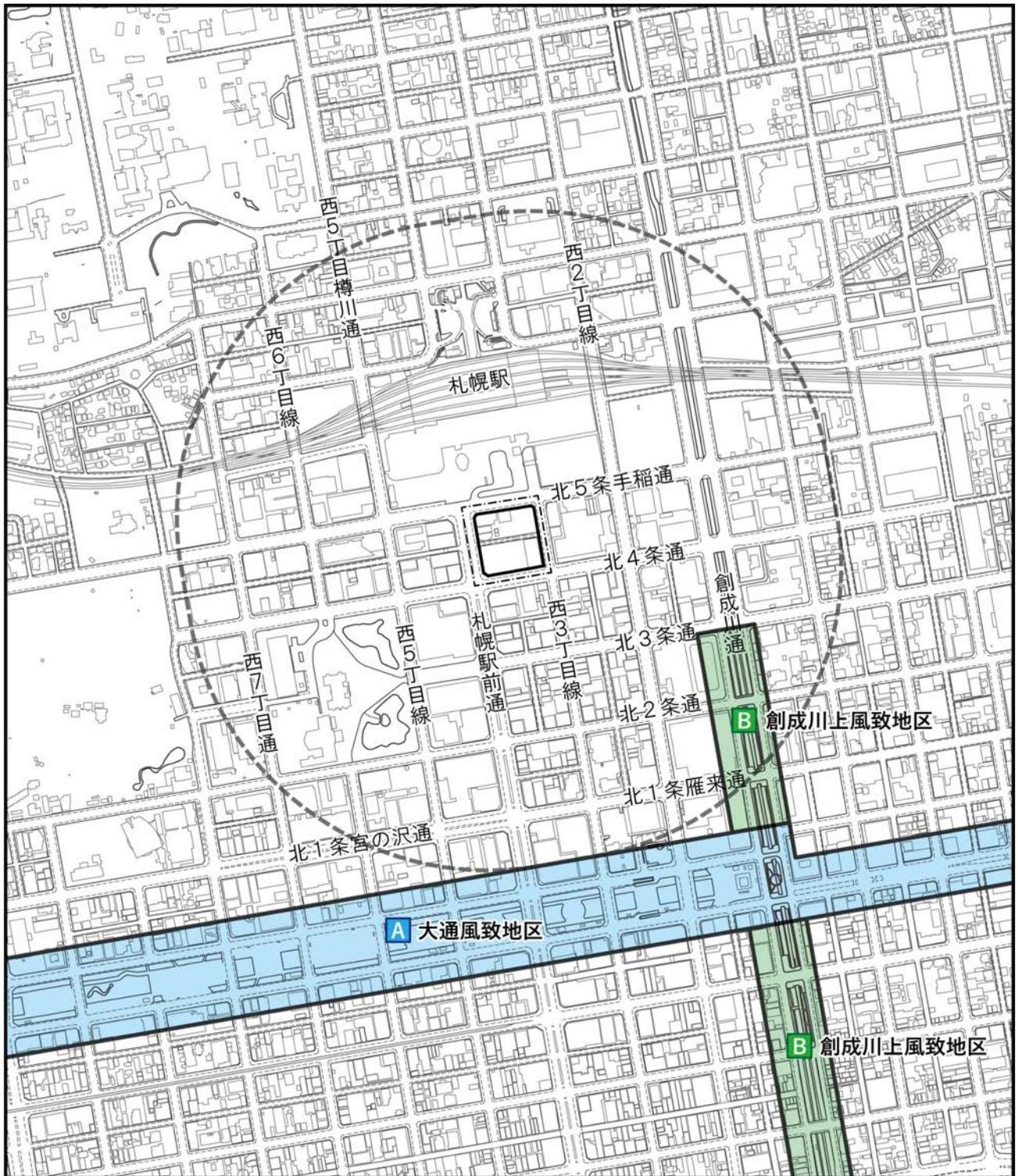
事業区域周辺における「都市計画法」第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区は、表8.1.12-5及び図8.1.12-4に示すとおりである。

事業区域の南側には、「大通風致地区」及び「創成川上風致地区」が指定されている。

表8.1.12-5 風致地区の指定状況

地点	名称	面積 (ha)	決定告示	変更告示	所在地
A	大通 風致地区	34.8	昭和14.7.8 (内)387	昭和41.12.2 (建)3876	札幌市中央区大通西13丁目～大通東6丁目、南1条東1～7丁目
B	創成川上 風致地区	12.4	昭和14.7.8 (内)387	昭和41.12.2 (建)3876	札幌市中央区南6条西1丁目・東1丁目～北2条西1丁目・東1丁目

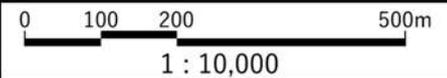
出典：「風致地区制度(風致地区一覧)」(札幌市 令和3年5月閲覧)



凡例		: 事業区域(予定)
		: 施行区域(予定)
		: 事業区域から500mの範囲
		: 大通風致地区
		: 創成川上風致地区

注) 下記出典資料をもとに作成
出典: 「風致地区制度(風致地区一覧)」(札幌市)

図8.1.12-4 風致地区指定位置図



2)景観法に規定する景観計画

札幌市景観計画は、景観法第8条第1項の規定による「良好な景観の形成に関する計画」として策定されたものである。札幌市の景観形成の総合的な指針として、市民・事業者・行政が共有し、相互に連携して、持続的かつ計画的に良好な景観の形成に向けた取組を推進するための施策を示している。

都市の主要課題として、今後の人口減少・超高齢化社会の到来、地球規模の環境・エネルギー問題の深刻化など、札幌を取り巻く状況が大きく変化していくことが挙げられ、今後、個別の建築物や街区単位での段階的な更新が主体となると考えられることから、以下の考え方に基づき、基本理念を「北の自然・都市・人が輝きを織りなす美しい札幌の景観を創り上げる」とした。

- ・積雪寒冷という北の風土の中で、「自然」と「都市」が近接していることが札幌の大きな魅力の一つ
- ・今後の景観形成にあたっては、「自然」、「都市」はもとより「人(暮らし)」も景観を構成する要素として幅広くとらえることが重要
- ・それぞれの要素が相互に調和し、引き立てあうことで多様な魅力を放つ美しい札幌の景観を、市民、事業者、行政等が共に手を携え、創り上げる

計画の対象区域は札幌市全域とし、全市的視点として「自然」、「都市」、「人(暮らし)」の3つの観点から、以下の方針を示している。

【自然～自然的特性を踏まえた景観形成の方針～】

気候等	<ul style="list-style-type: none"> ・四季が明瞭な気候特性を生かし、四季の変化が感じられる景観形成を図る。 ・特に、雪のある景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪に配慮した景観形成を図る。
地形 (山地、丘陵地、扇状地、平地)	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌の地形が持つ以下の特性を生かした景観形成を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・山地：自然と市街地が近接、山並みのスカイライン、ひな壇状の街並み、坂 など ・丘陵地：波状の起伏（坂、崖、崖線の緑等）、山並みや平地への眺望 など ・扇状地：微地形等の札幌の原風景的イメージを想起させる場所 など ・平地：田園風景、防風林、遠景の山並み など ・特に、市街地の背景となる山並みは、方向や広がりを確認できる要素であることから、山並みへの眺望に配慮した景観形成を図る。
水とみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な河川や市街地を取り巻くみどりなど、骨格となる水とみどりのネットワークを基軸として重視するとともに、歩行空間や隣り合う敷地間などにおけるきめ細かな水とみどりの連続性も考慮した景観形成を図る。 ・特徴ある水辺空間や拠点となるみどりを生かした景観形成を図る。 ・札幌の植生やシンボルとなる樹木などを生かした景観形成を図る。 ・水とみどりが連続する自然環境を保全するなど、多様な生態系に配慮した景観形成を図る。

【都市～市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針～】

都心	<p>世界に向けて都心の魅力を発信する優れた景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 骨格軸や交流拠点などの個性を生かした、風格のある魅力的な景観形成を図る。 人にやさしく快適な、歩いて楽しい空間の創出を重視し、魅力的な景観形成を図る。
拠点	<p>各拠点の特性を生かした景観形成</p> <p>〈地域交流拠点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な機能が集積し、多くの人々が集まる特性を踏まえ、活気が感じられる景観形成を図る。 市民の交流や活動の場となる公共的空間は、その目的や利用形態等を十分考慮してデザインするなど、特に良好な景観形成を図る。 <p>〈高次機能交流拠点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 各拠点の特徴的な機能の魅力が高まる良好な景観形成を図る。
複合型高度利用市街地	<p>利便性の高い快適な暮らしを演出する景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 集合型居住機能や多様な生活利便機能が集積していることを踏まえ、地域特性に応じた、秩序と調和のある景観形成を図る。
一般住宅地	<p>居住環境の維持・向上に向けた景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域特性に応じ、多様な居住機能や生活利便機能が相互に調和する景観形成を図る。
郊外住宅地	<p>ゆとりある居住環境を重視した景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 閑静でゆとりある居住環境を生かし、地域特性に応じた、愛着のもてる景観形成を図る。
工業地・流通業務地	<p>周辺市街地と調和した景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 緩衝帯となるオープンスペースの確保や緑化の促進など、隣接する周辺市街地と調和した景観形成を図る。
幹線道路等の沿道	<p>連続性のある道路景観の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 骨格となる幹線道路等を基軸として重視し、地域特性を踏まえた、連続性のある景観形成を図る。 隣接する周辺市街地等と調和した景観形成を図る。
市街地の外	<p>市街地を取り囲む自然的特性を重視した景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な自然環境や優良な農地の景観の保全を図る。 高次機能交流拠点周辺などで土地利用を行う際は、その特性を踏まえた景観形成を図る。

【人(暮らし)～歴史・文化・暮らしの特性を踏まえた景観形成の方針～】

歴 史	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建築物等に配慮した、魅力的な景観形成を図る。 ・格子状街路や防風林など、街の成り立ちを尊重した景観形成を図る。 ・れんが、札幌軟石などの地域の資源に配慮した質の高い景観形成を図る。
文化・暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ・深い雪の中で大都市としての生活・文化を育んできたことが札幌の個性の一つであることから、雪のある暮らしの充実に配慮した景観形成を図る。 ・市内外から多くの人々が訪れる場所では、市民や観光客等が魅力を感じられるよう、その場所の特性を踏まえるとともに、札幌の文化を尊重した景観形成を図る。 ・住宅地等では、地域ごとの住まい方の違いを踏まえ、地域住民が関わりながら、地域への愛着を高める景観形成を図る。 ・新築時はもとより、その後も適切な維持管理がなされ、時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図る。 ・社会経済状況等の変化により、使用されない建築物や土地等が生じる際は、周辺の街並みや環境を悪化させないように配慮する。

3)札幌市景観条例に規定する景観計画重点区域及び景観まちづくり推進区域

札幌市景観条例は、「札幌らしい個性的で魅力的な都市景観の形成を推進し、もって快適な都市環境の創造と市民文化の向上に資すること」を目的として平成10年3月に制定し、景観法の制定に応じて平成19年12月に改正されている。

事業区域周辺における同条第12条第1項の規定により指定された景観計画重点区域は、表8.1.12-6及び図8.1.12-5に示すとおりである。

事業区域は、「札幌駅前通北街区地区」及び「札幌駅南口地区」に含まれている。

なお、事業区域周辺において、同条第42条の5第1項の規定による景観まちづくり推進区域の指定はない。

表8.1.12-6 札幌市景観条例に基づく景観計画重点区域の指定状況

名 称	施行時期
大通地区	昭和63(1988)年4月1日施行
札幌駅前通北街区地区	平成4(1992)年8月1日施行 [変更]平成23(2011)年12月1日施行
札幌駅南口地区	平成15年(2003)年4月1日施行 [変更]平成23(2011)年12月1日施行
札幌駅北口地区	平成16(2004)年6月1日施行

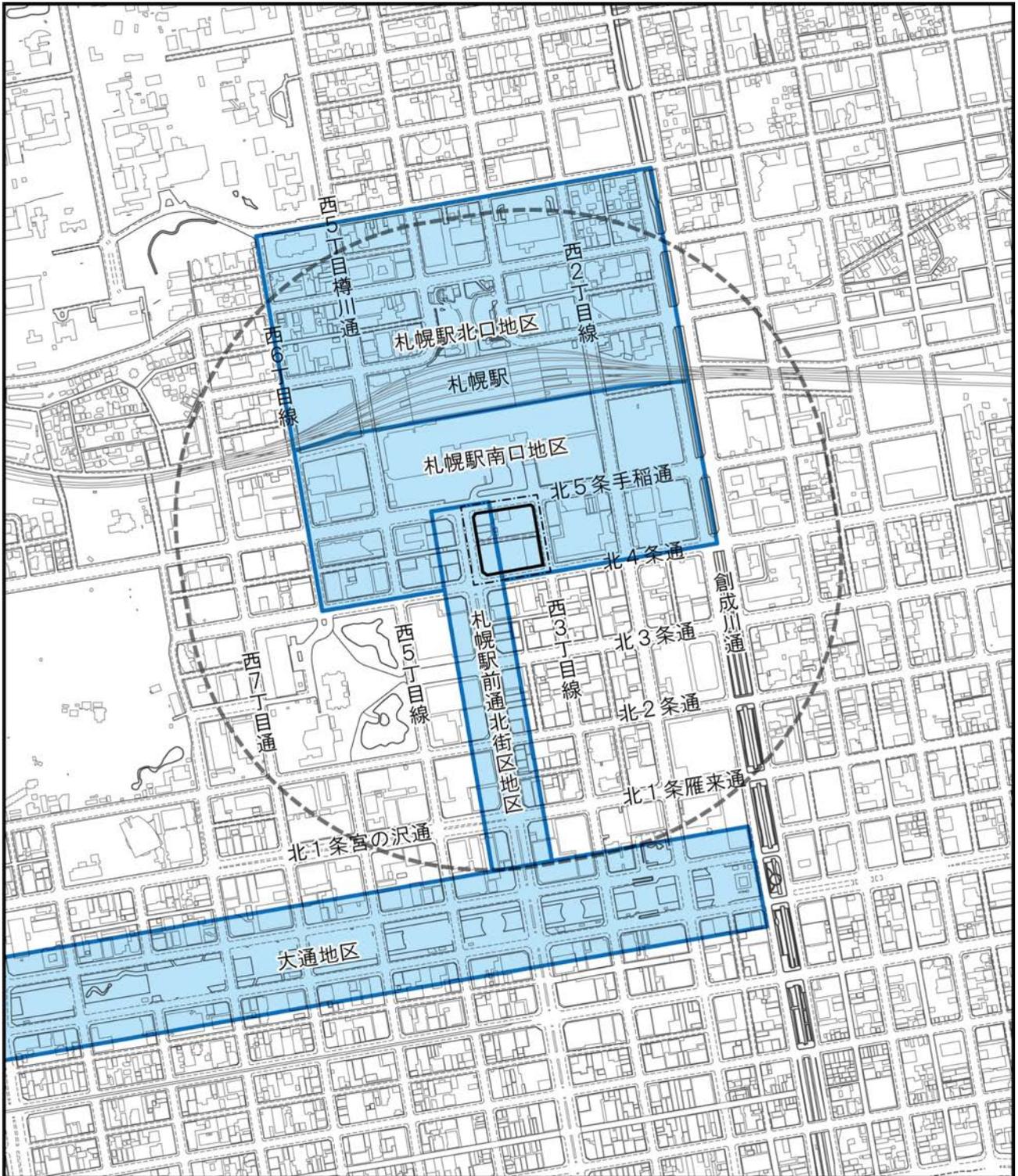
出典：「景観法に関する届出」(札幌市 令和3年5月閲覧)

4)札幌市景観条例に規定する都市景観形成基準及び地域景観形成基準

札幌市景観条例では、第12条第2項の規定により景観計画重点区域においては都市景観形成基準を定めるものとし、また、第42条の5第1項の規定により景観まちづくり推進区域においては地域景観形成基準を定めることができるとされている。

事業区域は、図8.1.12-5に示したとおり「札幌駅前通北街区地区」及び「札幌駅南口地区」の景観計画重点区域に含まれており、表8.1.12-7(1)～(2)に示す都市景観形成基準が定められている。

なお、事業区域周辺では、景観まちづくり推進区域は指定されていない。



凡例

- : 事業区域(予定)
- : 施行区域(予定)
- : 事業区域から500mの範囲
- : 景観計画重点区域

注) 下記出典資料をもとに作成
出典: 「景観法に関する届出」(札幌市)

図8.1.12-5 景観計画重点区域

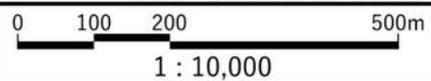


表8.1.12-7(1) 事業区域における景観形成基準

地区	街並みの目標像	景観形成基準
札幌駅前通北街区	都市形成の歴史を活かした統一感のある街並み	<ul style="list-style-type: none"> ・中高層部の壁面位置の連続性に配慮した形態意匠とする。 ・街区の角に位置する建築物は、隅切り部のオープンスペースの設置や両方の通りに向けた正面づくりなど、街角の印象を高めるよう配慮した形態意匠とする。 ・建築物等は、「色彩景観基準」に基づき、周辺との調和に配慮した色彩計画とする。ただし、れんがや札幌軟石などの自然素材を調色せず使用する場合はこの限りでない。 ・建築物の表情に変化を与えるアクセントカラーは、低中層部で使用し、色数や面積を抑える。
	歩いて楽しいにぎわいを感じる街並み	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の2階以下で分節化し、低層部は周辺との連続性に配慮した形態意匠とする。 ・低層部に設ける開口部は、開放性の確保やショーウィンドウの設置など、機能に応じて配慮した形態意匠とする。 ・ショーウィンドウなど開口部から発せられる光、壁面やオープンスペース等の照明により、昼とは異なる魅力的な夜間景観の創出に努める。また、落ち着いた光や建築物の素材等を活かした照明計画に配慮する。 ・自動車の出入口は、札幌駅前通に面して設置しない。ただし、障がい者用の駐車スペース等はこの限りでない。
	様々な活動による新たな都市文化を感じる街並み	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントやオープンカフェなど、にぎわいや憩いの場として活用されるよう、札幌駅前通に面してオープンスペースの設置に努める。 ・オープンスペースが魅力的に活用されるよう、植栽、意匠に配慮されたベンチ、日よけや移動式ワゴン等の設置に努める。 ・オープンスペースの舗装は、歩道と調和するよう仕上げるとともに、段差を生じないものとする。
	メインストリートとして品格のある街並み	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等は、周囲と調和しない他の文化様式の模倣や疑似素材の使用をせず、質の高い形態意匠とするものとする。 ・札幌駅前広場に面する建築物は、中高層部の圧迫感の軽減や、隣り合う建築物等とのスカイラインの連続性に配慮する。 ・ショーウィンドウ等の内部の掲出物は、質の高いデザインとするよう配慮する。また、窓等のガラス面の内部には広告物を掲出しない。 ・塔屋・屋上設備等は、札幌駅前広場及び前面道路から直接見えない位置に配置する。やむを得ず前面道路から直接見える位置となる場合は、建築物の壁面と一体となった目隠し等を設ける。この場合、目隠し等の高さは10mを超えないものとする。 ・自動販売機等は、建築物と一体となるように設置するとともに札幌駅前広場及び札幌駅前通に正面を向けて設置しない。 ・より良い景観形成のため、土地所有者等は周辺と協調して、土地・建築物の維持管理に努める。

出典：「札幌市景観計画」（札幌市）

表8.1.12-7(2) 事業区域における景観形成基準

地区	項目	景観形成基準
札幌駅南口地区	広場の演出	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場は、活気とやすらぎに満ちた人の広場として、出会い・集い・語らい・憩い・楽しむことができるよう演出する。
	敷地・緑地計画	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場からの空間の連続性を重視し、歩行者の視線レベルにある建築物の低層部の開放感を演出し、ゆとりある歩行者空間を創出するよう、建築物等の配置に配慮する。 ・歩行者にうらおいとやすらぎを与えるよう、敷地内には植栽や花壇等を設け、緑化に努める。特に道路側のオープンスペースは、緑化修景に配慮し、建築物等との調和を図る。 ・街区全体に緑があふれるよう、オープンスペースの緑化の他、屋上や壁面等への立体緑化にも努める。 ・四季の彩りを演出するよう、植栽の種類や配置に配慮する。
	形態	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場からの広がり感を演出するよう、中高層部の圧迫感の軽減や、隣り合う建築物等とのスカイラインの連続性に配慮する。 ・駅前広場からの空間の連続性を図るよう、隣り合う建築物の低層部の軒高、壁面線、敷地際のしつらえに配慮する。 ・歩行者が楽しさとやすらぎを感じられるよう、低層部にはショーウィンドウ・カフェテラス・レストラン等の設置に努める。 ・歩行者が文化・芸術にふれられるよう、低層部にはギャラリー・モニュメント・オブジェ等の設置に努める。 ・低層部の開放感を演出し、閉店後でも歩いて楽しくなるようしつらえる。 ・歩行者空間は、四季を通してすべての人が移動しやすいよう、形態や材質・段差解消等に配慮する。 ・目新しさや話題性でデザインするのではなく、時間とともに建築物等の味わいを深め、社会環境の変化に対応できるようなデザインにする。 ・窓等のガラス面には広告物等を掲出しない。ただし、ショーウィンドウや掲示スペースとして計画的に確保されているなど、良好な景観を損なわないものは除く。
	外壁の色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、周囲との調和や、連続する街並みに配慮する。 ・外壁のアクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方をとする。 ・外壁の材質は、駅前広場や通りの質感・素材感との調和を心がけ、汚れが目立たない工夫をする。 ・なお、色彩は、「色彩景観基準」に準じて行う。
	塔屋・附帯設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場や通りから見えないように計画する。 ・縮小・集約化等を図り、建築物等と一体的になるよう計画する。 ・スカイラインを乱さない形状とする。
	夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> ・夜の歩行空間を演出する照明装置やショーウィンドウ等の活用により、昼とは異なる魅力的な夜間景観の創出に努める。
	仮設物等	<ul style="list-style-type: none"> ・仮囲いやバリケード等の工事用仮設物や仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。 ・なお、色彩は、「色彩景観基準」に準じて行う。
	自動販売機類	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機類は、建築物等と一体的になるよう計画する。なお、駅前広場や駅前通に面して設置しない。
	景観の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・土地・建築物所有者等と行政は、協働でより良い景観の形成と維持管理に努める。

出典：「札幌市景観計画」（札幌市）